

第4期

対馬市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

Welfare Plan 2023



令和5年3月

対馬市・対馬市社会福祉協議会

第4期
対馬市地域福祉計画・
地域福祉活動計画



はじめに

近年、私たちが生活する地域社会は、少子高齢化や人口減少の進行などにより社会構造が大きく変化しており、住民組織の担い手不足や、住民同士の交流の希薄化による支え合い機能の低下など、さまざまな課題が顕在化しています。

このような状況から、国では、住民や地域の多様な主体が連携を図り、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指すことを提唱しています。

本市においては、「自立と循環の宝の島 対馬」をあるべき姿として掲げ、「みんなが主役になる希望の島」「地域経済が潤い続ける島」「支え合いで自立した島」「自然と暮らしが共存する島」を目指すべき将来像とする「第2次対馬市総合計画」を策定し、島外への人口流出や少子化による人口減少と地域経済の縮小を克服すべく、総合的に施策を推進しているところです。

第4期対馬市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、総合計画の将来像を実現するため、地域福祉に関する理念と、その具現化のための取り組み方針を定めた、地域福祉の総合的な計画となります。

本計画の基本理念である「～つながり・助けあい・支え合い～ みんなでつくる幸せつしま」の下、住み慣れた地域で住民一人ひとりが尊厳を持ち、安全で安心した生活を送れるよう、市民の皆様とともに地域福祉を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの市民の皆様や関係団体の皆様に、心より厚くお礼申し上げます。



令和5年3月

対馬市長 比田勝 尚喜

地域共生社会の実現を目指して

対馬市は、近年、人口減少が続き、地域は少子高齢化と核家族化など、多岐にわたる課題を抱えています。また世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は市内でも感染が拡がり、その影響で休業や離職などにより、生活が困窮する世帯が増加するなど、社会課題はますます複雑化し、家族や地域の絆も弱まってきました。



また、市内でも台風や豪雨等により災害が度々発生するなど、これらの問題の解決には、住民同士の助け合い、支え合いの重要性が見直されています。

そのような中、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するために、包括的な支援体制が求められています。

対馬市社会福祉協議会では、第3期に引き続き、対馬市が作成する「対馬市地域福祉計画」との相互連携と関係強化のため、第4期「対馬市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として“一体的な計画”を作成することといたしました。

この計画は、対馬の将来像を「我が事」として考えていただいたことを計画に反映し、「～つながり・助けあい・支え合い～ みんなでつくる幸せつしま」を基本理念とし、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わる関係者の役割を明確化することにより、地域共生社会の実現を目指しています。

おわりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員会委員の方々をはじめ、ご協力をいただいた関係機関の皆様には心から感謝申し上げますとともに、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

会長 松井 旦壽

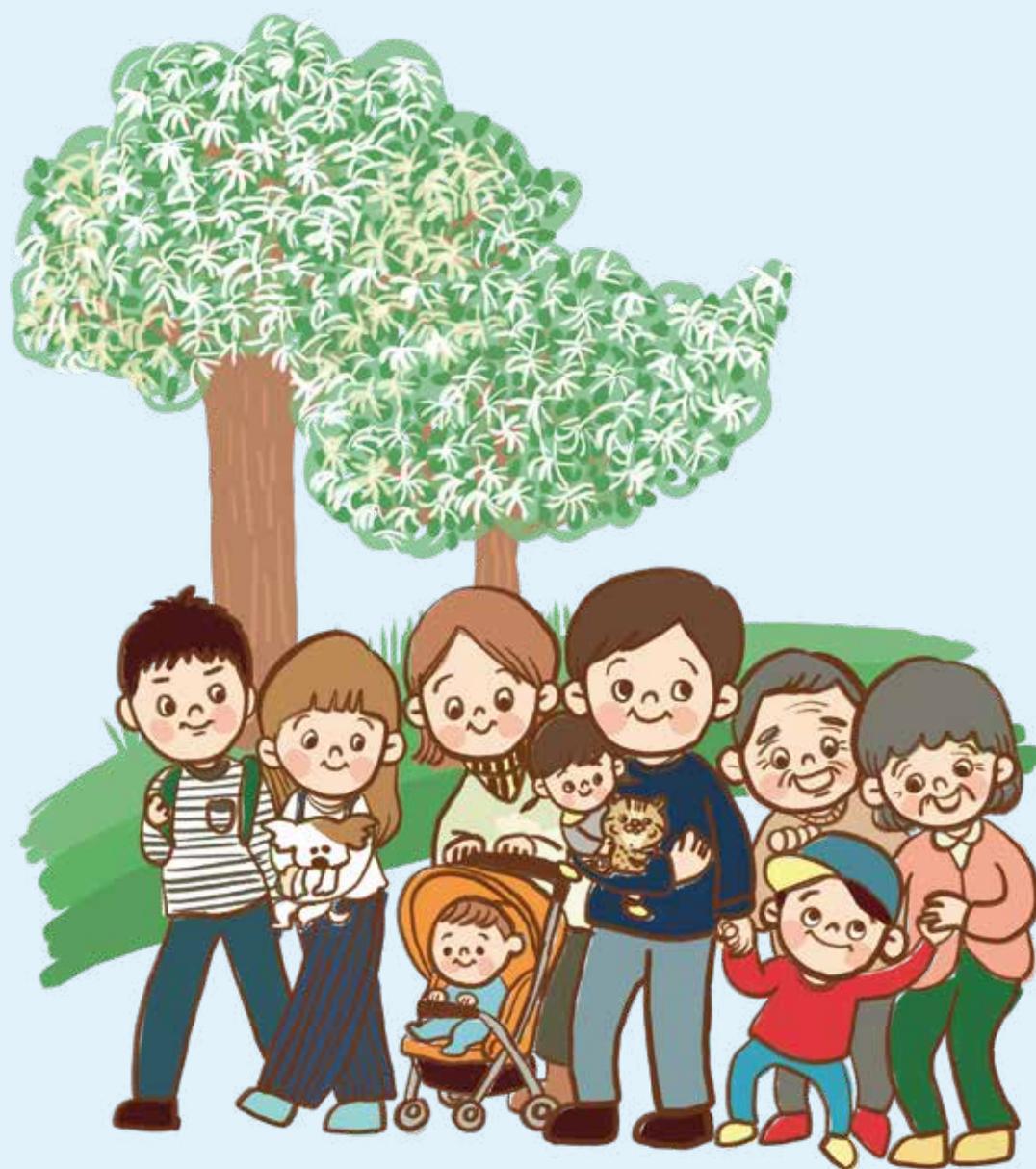
目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉に対する基本的な考え方	3
(1)地域福祉とは	3
(2)自助、互助、共助、公助、協働の視点	4
3 計画の位置づけ	5
(1)地域福祉計画とは	5
(2)地域福祉活動計画とは	5
(3)再犯防止推進計画の包含	6
(4)本市が策定する他の計画との関係	7
(5)対馬市の地域福祉におけるSDGs	8
4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義	9
5 計画の期間	9
6 策定体制	9
(1)計画策定委員会等の開催	9
(2)市民アンケート調査、関係団体及び民生委員向けアンケート調査の実施	9
(3)パブリックコメントの実施	10
第2章 対馬市を取り巻く現状と課題	12
1 統計からみる対馬市の現状	12
(1)人口の推移	12
(2)性・年齢別の人口	13
(3)世帯数・世帯当たり人員	14
(4)市町村別割合分布	14
(5)人口動態	15
(6)地区別人口の推移	16
(7)高齢夫婦世帯割合	17
(8)高齢単身者世帯割合	17
2 アンケート調査からみる現状	18
3 現状と課題のまとめ	31
第3章 計画が目指すもの	34
1 計画の基本理念	34
2 基本目標	35
3 重層的支援体制整備事業に向けた今後の方針	36
4 計画の体系	37



第4章 施策の展開	40
基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり・仕組みづくり	40
(1)つながり・助け合い・支え合いの仕組みづくり	40
(2)だれでも・いつでも集える交流の場(機会)づくり	43
基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり	45
(1)支援が必要な方などの情報収集と共有の仕組みづくり	45
(2)相談体制の充実	46
(3)一人ひとりにあった福祉サービスの提供	48
基本目標3 誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり	50
(1)地域福祉に関する情報発信	50
(2)地域福祉の担い手づくり	51
第5章 地区ごとの地域福祉	54
1 巖原地区	54
2 美津島地区	55
3 豊玉地区	56
4 峰地区	57
5 上県地区	58
6 上対馬地区	59
第6章 対馬市再犯防止推進計画	62
1 計画策定の趣旨	62
2 基本方針	62
3 取組の内容	63
第7章 地域福祉活動計画	66
1 計画の趣旨	66
2 対馬市社会福祉協議会の基本理念	66
3 実施計画	67
(1)ボランティアや市民活動の振興・支援、福祉教育の推進に努めます	67
(2)市民が安心して暮らせるよう総合相談事業や生活支援事業を行うとともに、 情報の提供に努めます	70
(3)社協と各種関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります	77
(4)定期的にニーズ調査を行い社協の活動の評価・見直しを行います	77
第8章 計画の推進	80
1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり	80
2 社会福祉協議会の体制強化	81
3 計画の推進	81
資料編	84

第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化により地域のつながりが希薄になるなど地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。また、住民が抱える課題についても介護と育児の「ダブルケア問題」や「8050問題」、「ヤングケアラー」など多様化・複雑化しており、旧来の「高齢者」、「障がい者」、「子育て」といった分野別・機能別に整備された公的支援では対応が困難なケースが増加しています。

そのような状況を踏まえ、国は、2016(平成28)年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その中で「高齢者、障がい者、子ども等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをもつくり、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指す」という方向性が示されました。

これを受けて、厚生労働省は、同年7月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な(「丸ごと」)支援体制の整備を進める方向性を示す中で、その後の事業を推進しています。地域福祉については、社会福祉法人の経営組織の見直しや介護人材の確保を推進するための取り組みを拡充する等の社会福祉法の改正を行ったうえで、令和2年度には地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国庫補助の特例等を同法の改正により創設しています。

このたびの計画策定は、2018(平成30)年度に策定した「第3期対馬市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が2022(令和4)年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第3期対馬市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の進捗状況の評価を行い、新たに「第4期対馬市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

2 地域福祉に対する基本的な考え方

(1) 地域福祉とは

福祉を考えると、私たちは、高齢者・障がい者・子どもなどの対象者ごとに分けて捉えがちです。それは、今まで対象ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきた背景によるところが大きいと考えられます。

しかし、地域の生活課題の中には、一つの法律や福祉制度では対処できない複合的な課題や、公的なサービスの対象とならないけれども生活する上で困っているなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことがたくさんあります。

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに支えたり、支えられたりする関係やその仕組みを作っていくことで、こうした人たちの生活課題を解決し、ひいては、地域全体をより良いものにしていこうとする営みです。

社会福祉法においては、地域福祉の推進について、第4条に以下のように示されています。

【社会福祉法】

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(2) 自助、互助、共助、公助、協働の視点

本計画では、地域福祉を推進するための視点として「自助」「互助」「共助」「公助」という概念を整理しました。

「自助」は、できることを自分自身の努力で行うことであり、「互助」は、住民が自発的に相互に支え合うことです。また、「共助」は、地域コミュニティ(地域の様々な単位の組織)等の組織の中で助け合うことも含めて支え合う仕組みです。「公助」は、行政による公的サービスです。それに加え「さまざまな立場の横のつながりによる取り組み」を「協働」とする視点も取込み、参画・連携を調整しながら、支え合いの仕組みを構築・推進していきます。

「自助・互助・共助・公助」「協働」の考え方に基づく新しい福祉社会の構築を目指し、地域の特性や課題に対応した活動を支援し、さまざまな視点で、地域福祉の展開を進めながら、地域福祉力の向上を目指します。

自助

住民一人ひとりができること

できることを自分の努力で行うこと



互助 共助

地域でできること

互助…… 隣近所や地域住民同士が思いやりを持ち、自発的に互いに支え合うこと

共助…… 地域コミュニティ(地域の様々な単位の組織)の中でシステム化された支援活動

公助

行政ができること

個人や地域社会では解決できない問題への取り組みや、解決を行います

協働

住民と多様な関係機関・団体等が連携してできること

いろいろな取り組みを、住民・事業所・社会福祉協議会・行政・民間など、異なる主体同士が協力して行うこと

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条を根拠とし、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画です。

■市町村地域福祉計画の根拠法

【社会福祉法】

(市町村地域福祉計画)

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、住民が地域でいきいきと安心して生活をするために、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

(3)再犯防止推進計画の包含

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

そこで、再犯防止推進法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされました。

法務省が令和3年3月に示した策定の手引き(改訂版)において、「地方計画は、政策的に関連の深い他の計画等(例えば、地域福祉計画や、防犯に関する計画等が考えられます。)と一体のものとして策定することも可能です。また、計画の期間や変更時期についても、各団体の実情に応じて判断いただいて差し支えありません。」とあることから、本計画の基本目標2「(5)犯罪をした人の社会復帰支援」を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定される「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、本計画に包含するものとします。

■地方再犯防止推進計画の根拠法

【再犯の防止等の推進に関する法律】

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



(4)本市が策定する他の計画との関係

対馬市地域福祉計画は、対馬市総合計画を上位計画とし、各分野の福祉計画(高齢者福祉計画・介護保険事業企画、障がい者基本計画、子ども・子育て支援事業計画等)が共通して取り組むべき事項を記載する、「福祉分野の上位計画」として位置付けます。



(5) 対馬市の地域福祉における SDGs

国は、平成27年9月の国連総会において採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すための世界共通の目標「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向け、各分野における取り組みを推進しており、本市においても、SDGsの達成に向けた取り組みを推進しています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現は、地域共生社会の実現と密接に関係するものであり、地域福祉の推進が不可欠な要素となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ SDGsの17のゴールのうち地域福祉との関連が特に深いと考えられるもの



4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

本市が策定する地域福祉計画と対馬市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定することで、地域福祉に関わる市や社会福祉協議会、地域住民、団体等、それぞれの役割が明確になり、共通の理念や目標のもとで、より効率的、効果的な活動や事業の展開が可能となります。このため、本計画では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとします。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取り組みの進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

6 策定体制

(1) 計画策定委員会等の開催

本計画の策定においては、対馬市の地域福祉に関連した活動に従事する市民や、事業所及び関係機関、行政の代表などから構成される「地域福祉計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね策定しました。

地域福祉活動計画は、対馬市社会福祉協議会において今後の取組みについて検討を行い策定しました。

(2) 市民アンケート調査、関係団体及び民生委員向けアンケート調査の実施

本計画の策定においては、対馬市在住の市民2,000人を対象としたアンケート調査を行い、地域福祉に関する市民の意識や現状を把握し、計画策定の基礎資料としました。

また、市内で活動されている事業所や関係団体民生委員等の方に向けてアンケート調査を行い、活動に関する現状や福祉施策についてのご意見等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

	対象	配布数	回答数	有効回答率
市民アンケート調査	市民	2,000件	913件	45.7%
関係団体及び民生委員向けアンケート調査	関係団体 事業所等	85件	42件	49.4%
	民生委員等	398件	286件	71.9%

(3)パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取することを目的として、令和5年2月15日から令和5年2月28日の期間でパブリックコメント(意見公募)を実施しました。

第2章 対馬市を取り巻く現状と課題



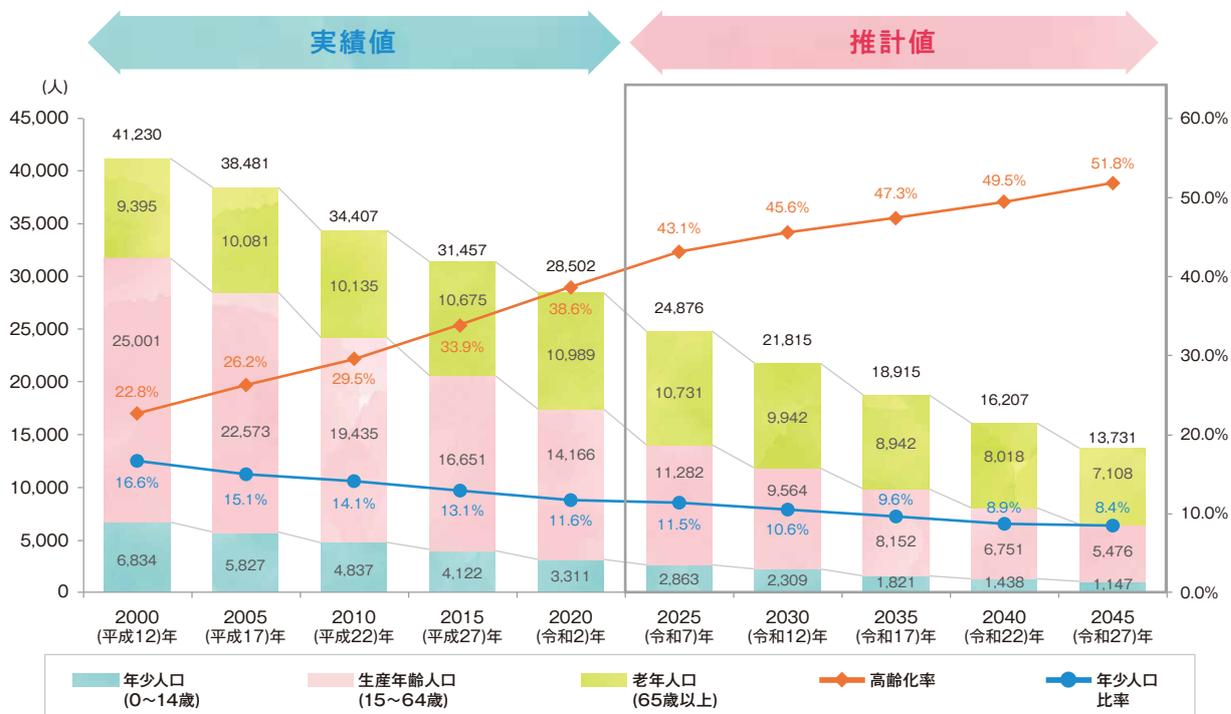
第2章 対馬市を取り巻く現状と課題

1 統計からみる対馬市の現状

(1)人口の推移

令和2(2020)年時点における対馬市の総人口は28,502人となっており、平成12(2000)年と比較すると20年の間に12,728人減少しています。今後の人口推計でも人口は更に減少していくことが予測され、令和22(2040)年には16,207人となる見込みです。

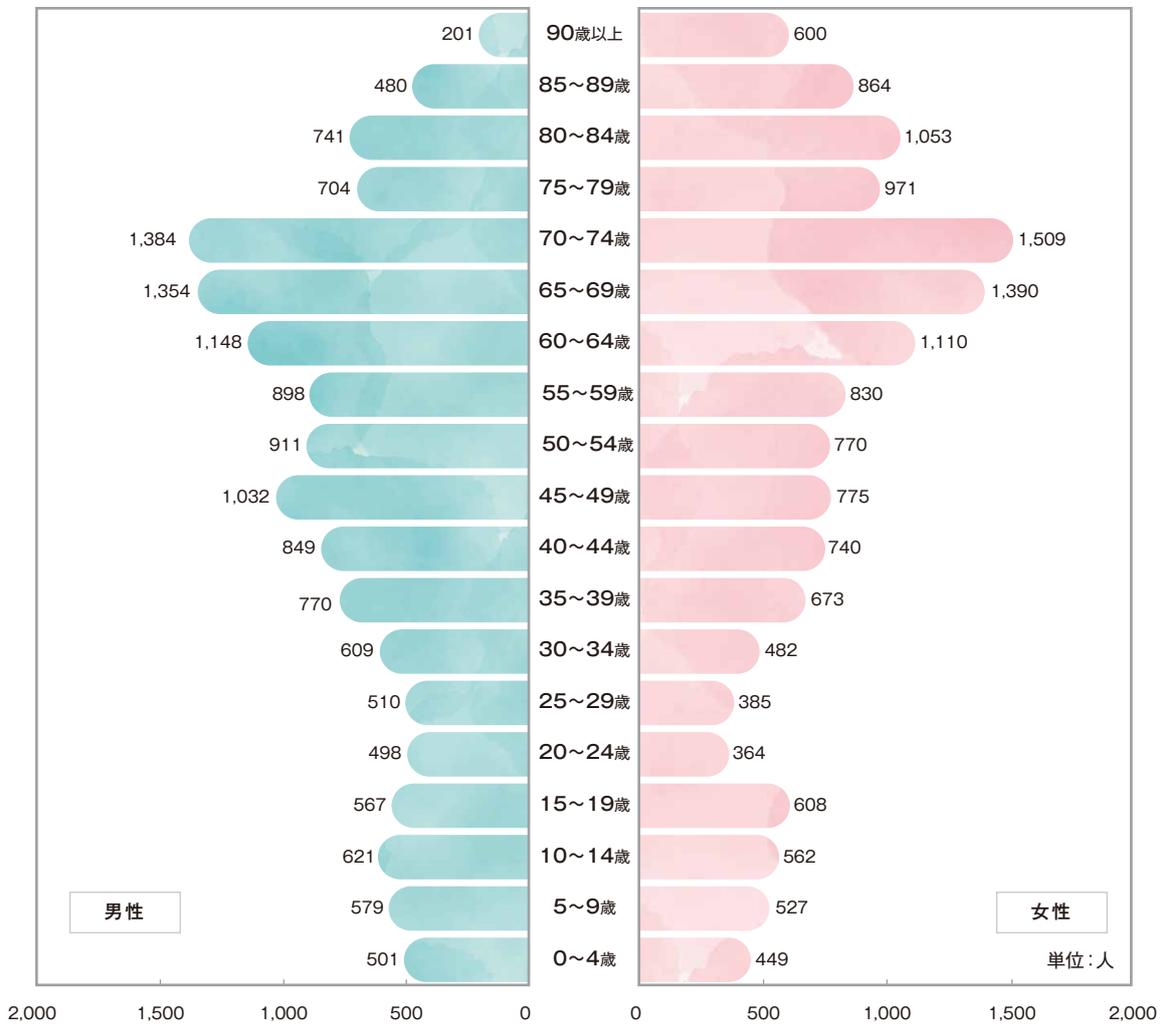
一方、高齢化率(対馬市の総人口に占める65歳以上人口の割合)は増加を続け、平成12(2000)年には22.8%であった高齢化率が、団塊の世代(1947~1949年生まれ)が75歳以上となる令和7(2025)年には43.1%と4割を超える見込みとなっています。



出典: 国勢調査(平成12年~令和2年)、社人研(令和7年~令和27年)

(2)性・年齢別の人口

令和4年時点における対馬市の全体の人口を年齢階層別にみると、男女ともに65~74歳の層が多くなっており、今後5年間でさらに高齢化が進み、70歳以上の高齢者が増加することが見込まれます。



出典：令和4年1月1日 住民基本台帳



(3)世帯数・世帯当たり人員

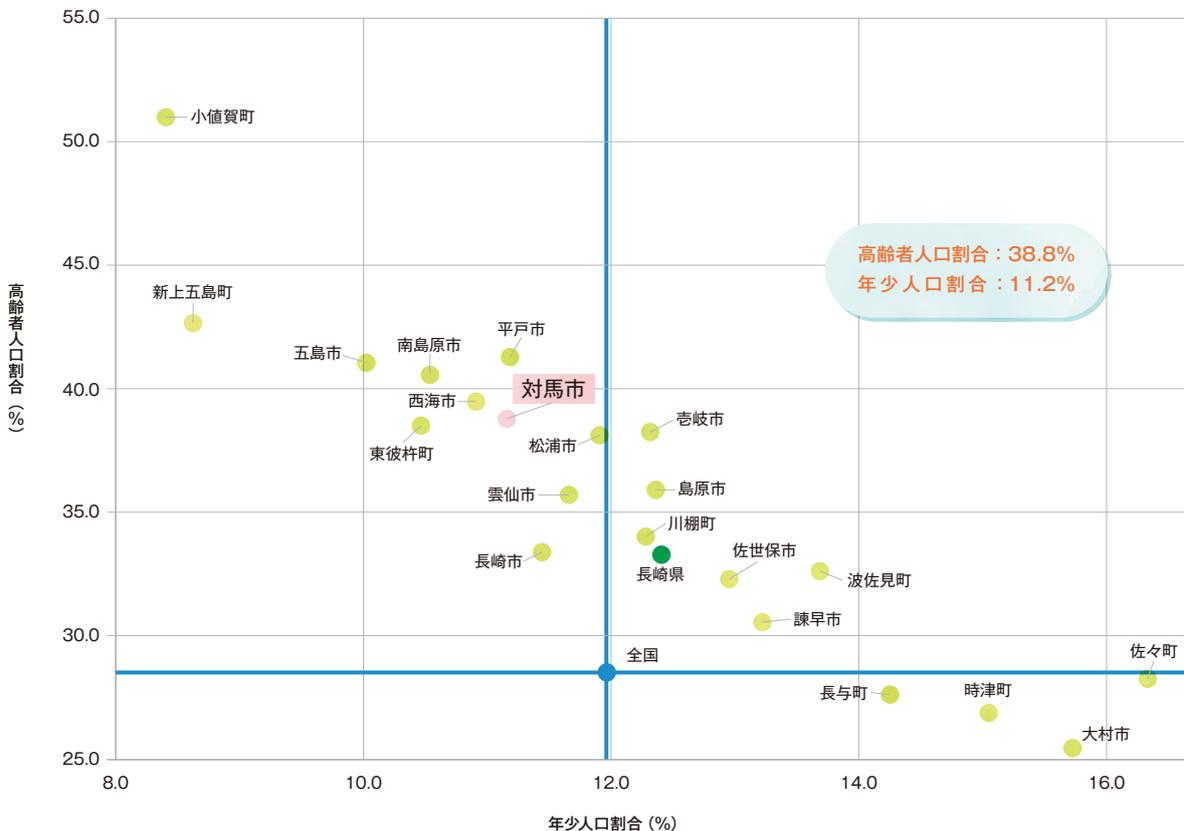
世帯数及び1世帯当たりの人員は、緩やかに減少しています。



出典:住民基本台帳

(4)市町村別割合分布

高齢者人口割合は国及び県の水準よりも高くなっています。また、県平均より少子高齢化が進行しており、県内でも上位に位置しています。

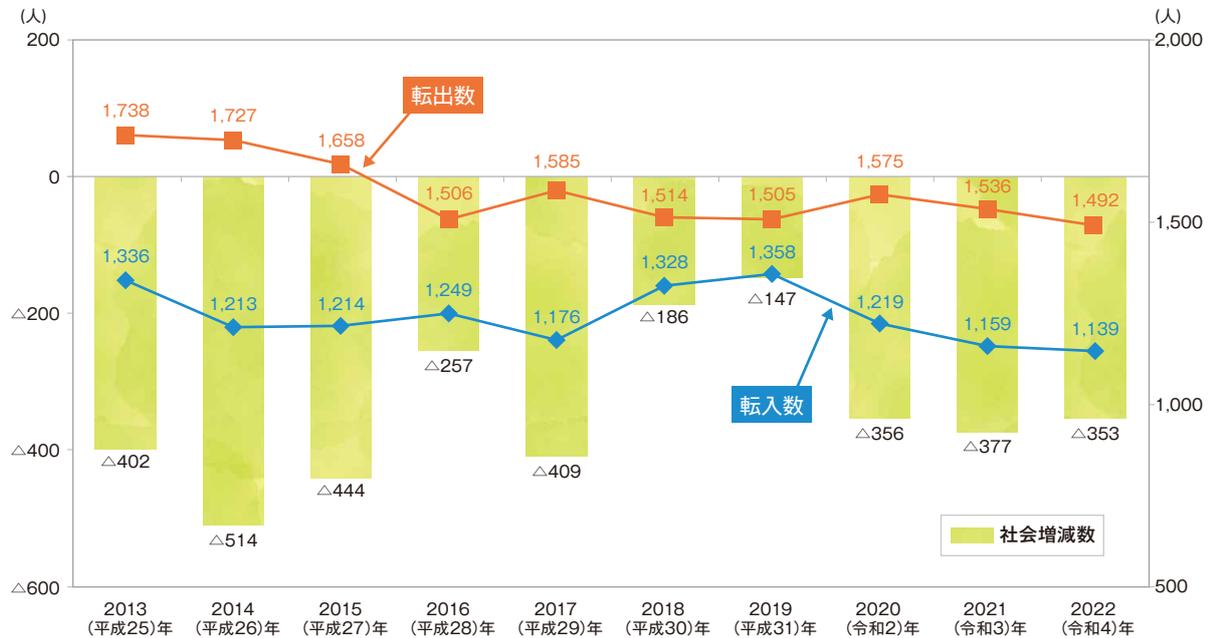


出典:令和4年1月1日 住民基本台帳

(5)人口動態

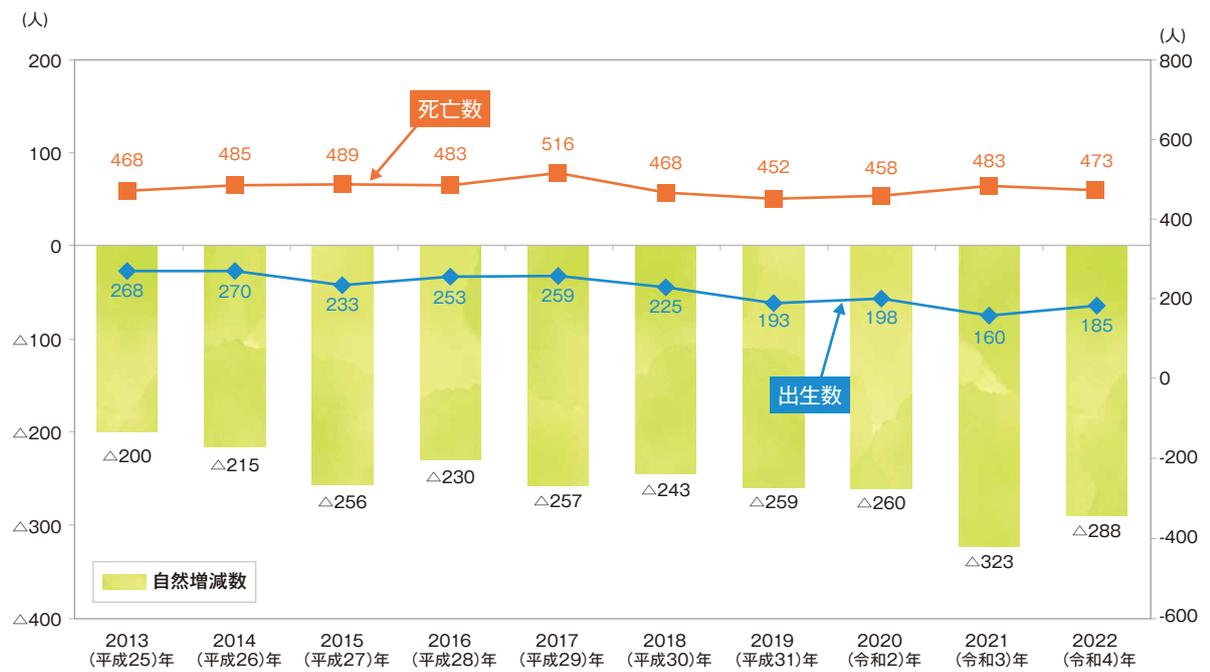
■社会動態

転入・転出の推移をみると、各年において転出者数が転入者数を上回っています。令和2年以降は360人前後の社会減少が続いています。



■自然動態

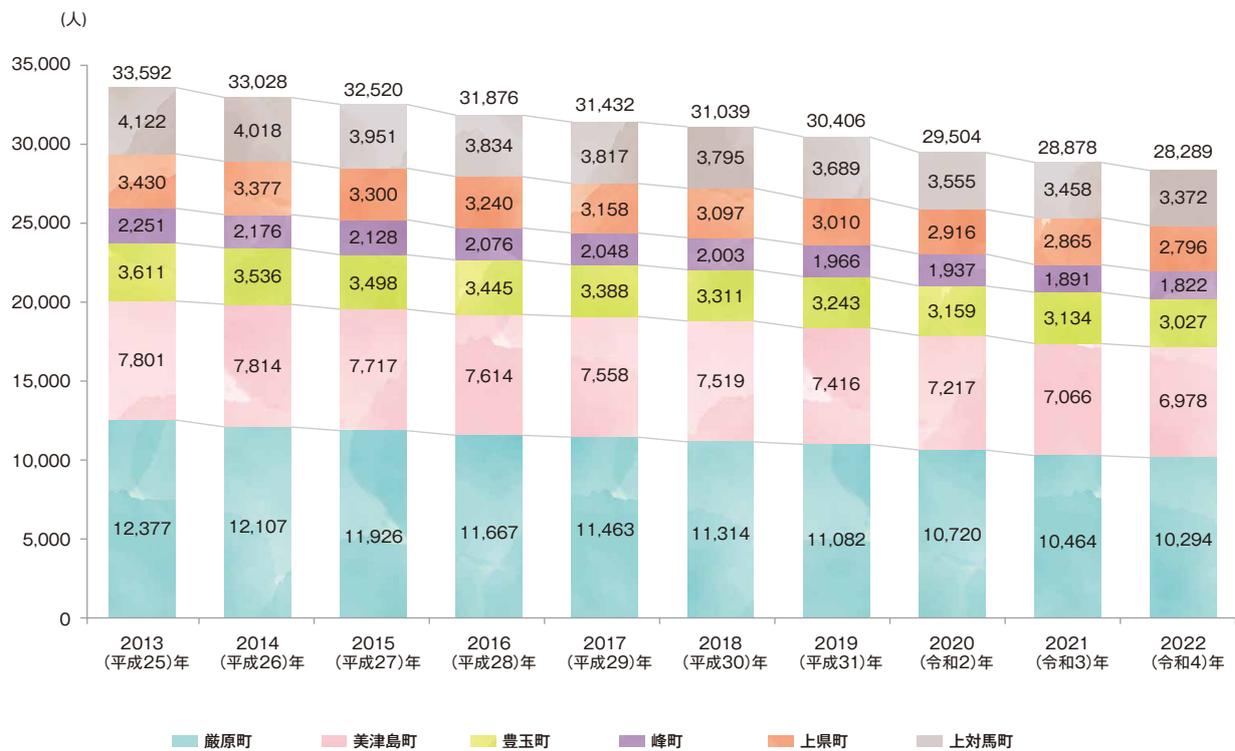
各年において死亡者数が出生者数を上回っています。平成30年以降は死亡者数が出生者数を2倍以上上回る自然減で推移しており、300人前後の自然減少が続いています。



出典：住民基本台帳(各年1月1日)

(6) 地区別人口の推移

地区別人口推移をみると、どの地区も人口減少が進行していますが、美津島町はほかの地区より緩やかな人口減少となっています。

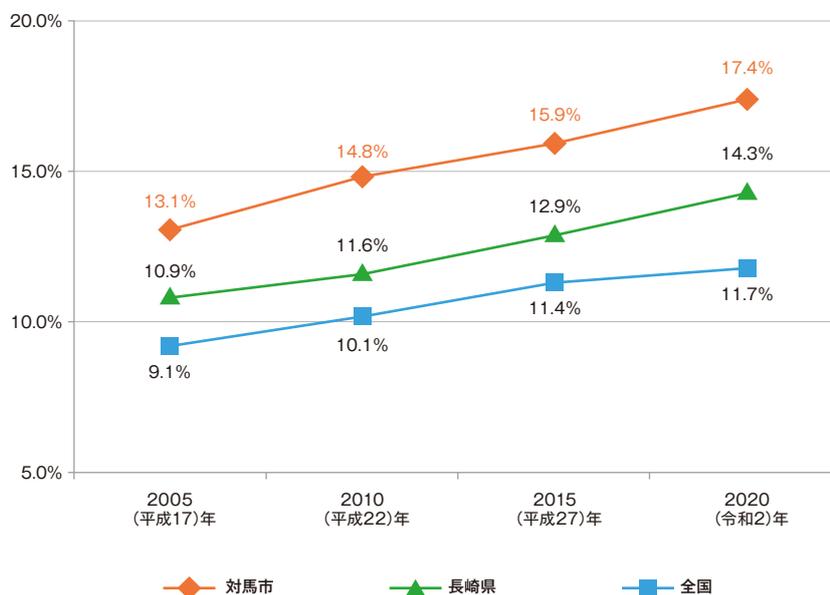


出典: 対馬市統計データ(各年11月末現在)



(7) 高齢夫婦世帯割合

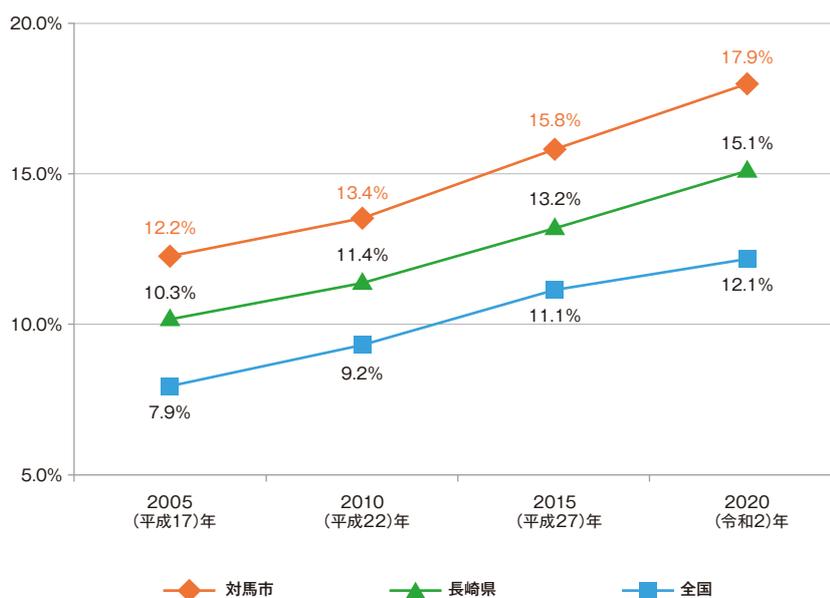
高齢夫婦世帯割合は増加傾向で推移しており、全国平均より15年以上、県平均より10年以上早く増加しています。



出典: 国勢調査

(8) 高齢単身者世帯割合

高齢者単身世帯割合も増加傾向で推移しており、全国平均より15年以上、県平均より5年以上早く増加しています。

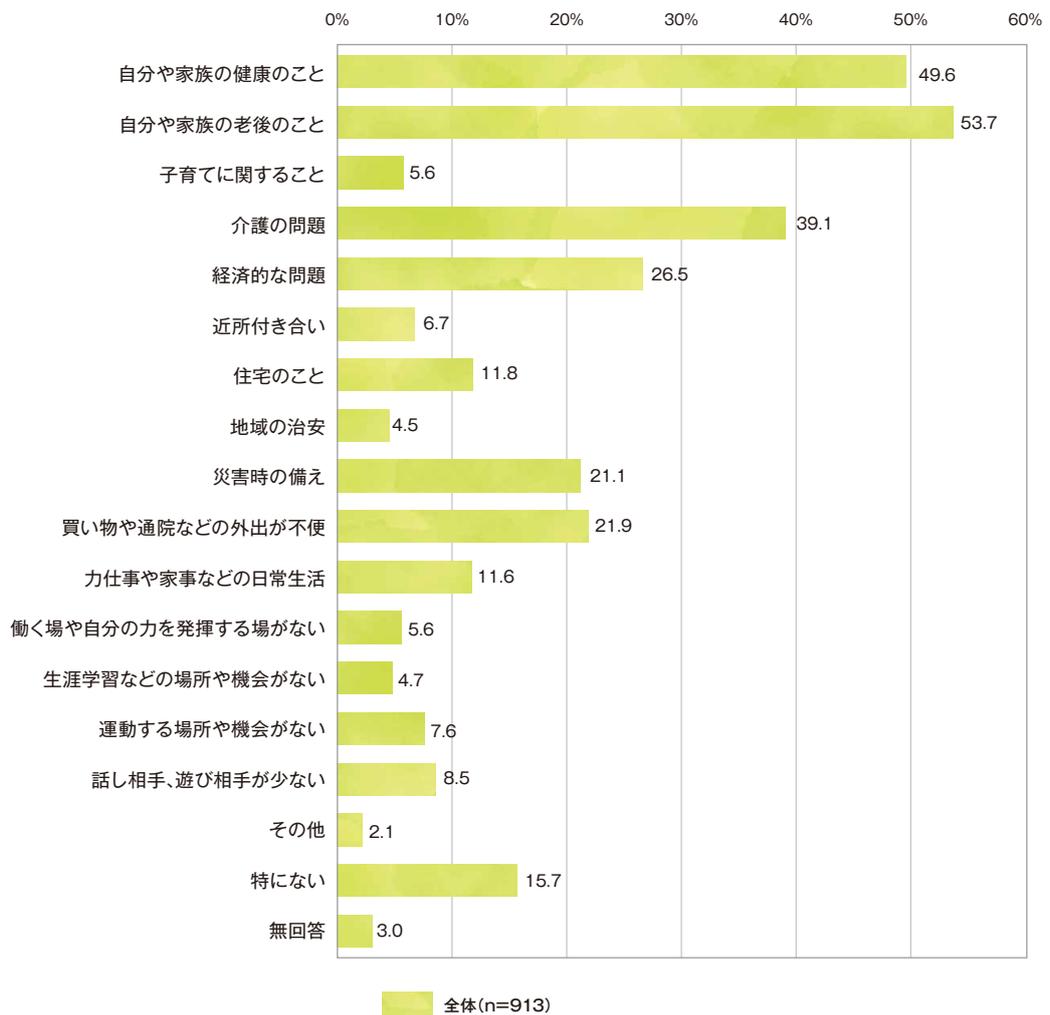


出典: 国勢調査

2 アンケート調査からみる現状

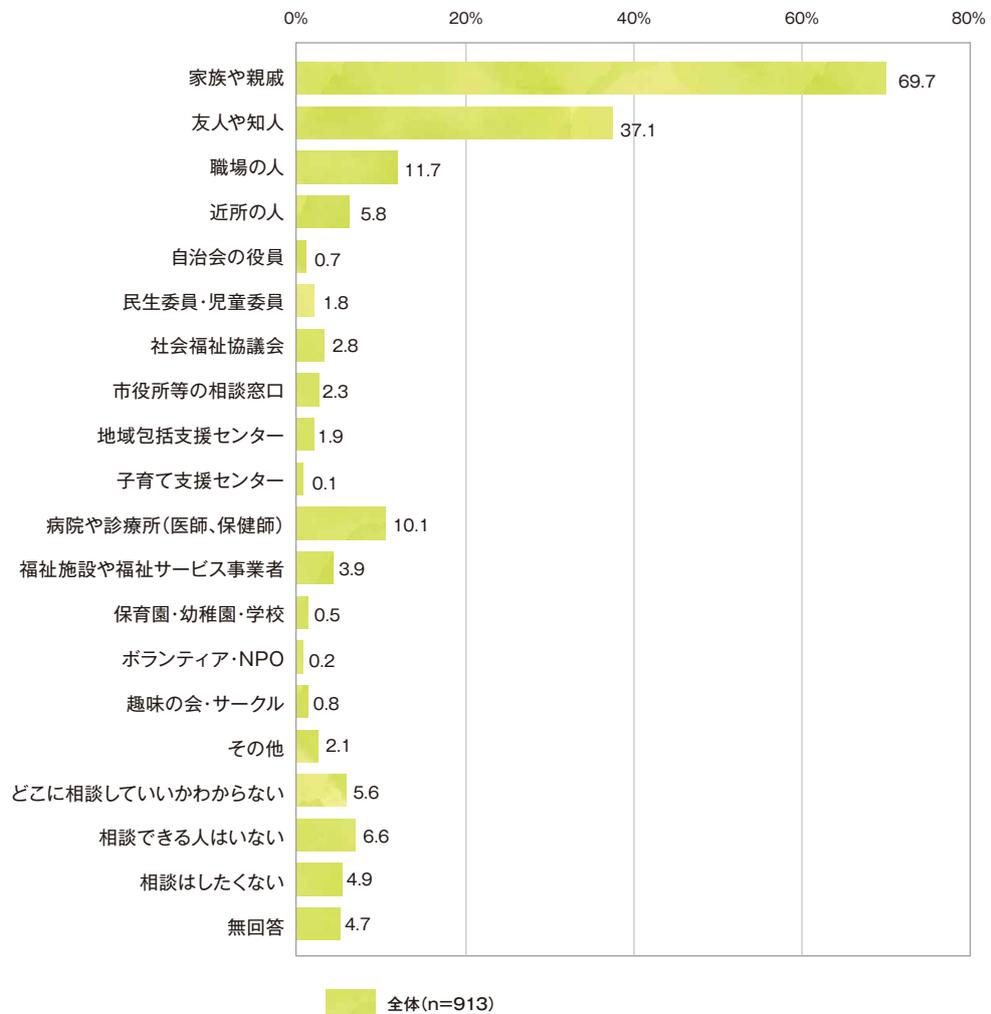
●あなたやご家族が、毎日の暮らしの中で、悩みや不安を感じたり困っていることはどのようなことですか。

毎日の暮らしの中で、悩みや不安を感じたり困っていることとして、「自分や家族の老後のこと」(53.7%)の割合が最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」(49.6%)、「介護の問題」(39.1%)となっています。



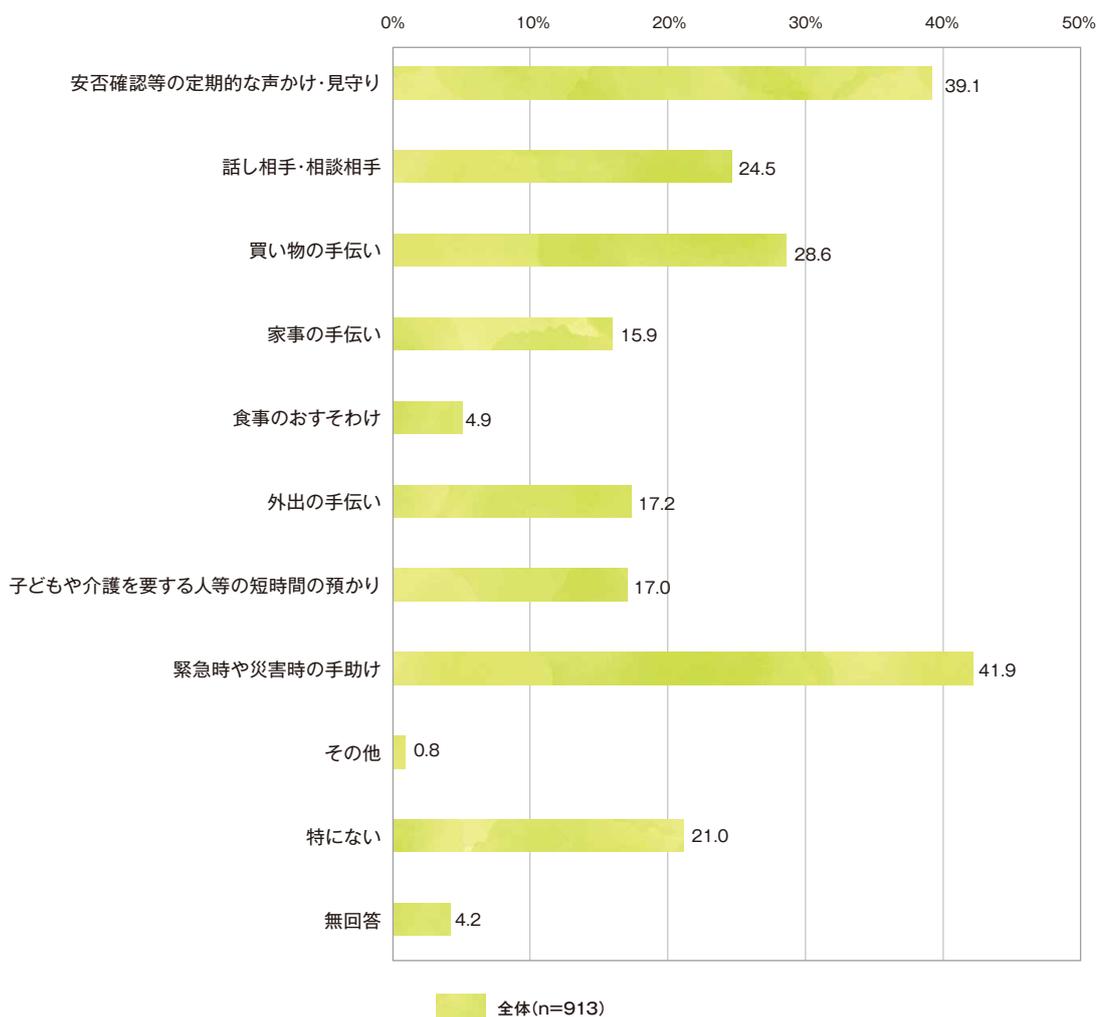
●あなたは、生活上の悩みや不安を、主に誰(どこ)に相談していますか。

生活上の悩みや不安の相談先として、「家族や親戚」(69.7%)の割合が最も高く、次いで「友人や知人」(37.1%)、「職場の人」(11.7%)となっています。



●あなたやご家族が、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で日常生活上の支援が必要になったとき、地域の人にどのような支援をしてほしいと思いますか。

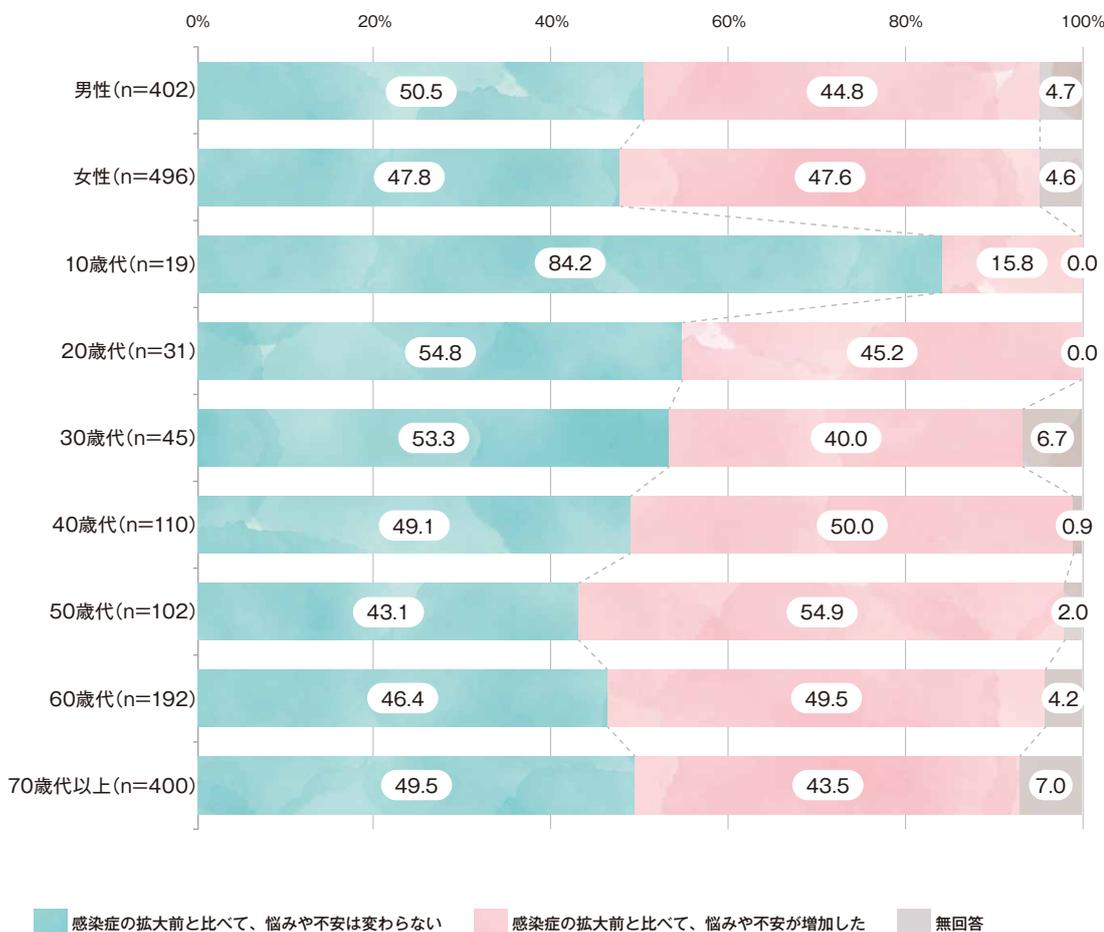
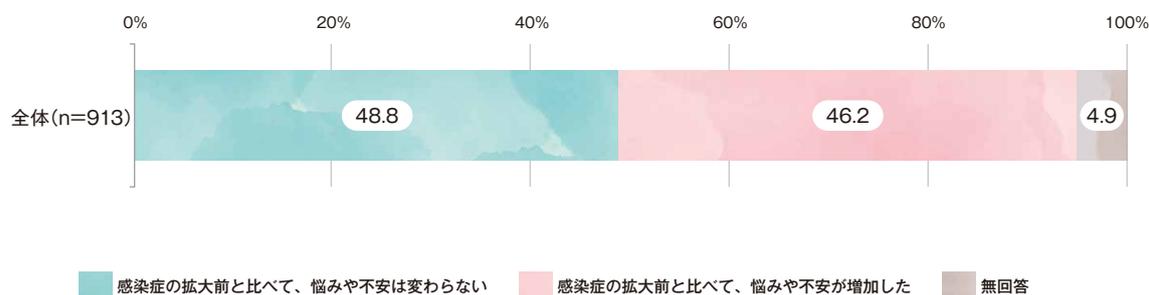
高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で日常生活上の支援が必要になったとき、地域の人にしてほしい支援として、「緊急時や災害時の手助け」(41.9%)の割合が最も高く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」(39.1%)、「買い物の手伝い」(28.6%)となっています。



●新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活が大きく変化する状況にあります。感染症の拡大前(令和元年12月以前)と比べて、悩みや不安が増したことがありますか。

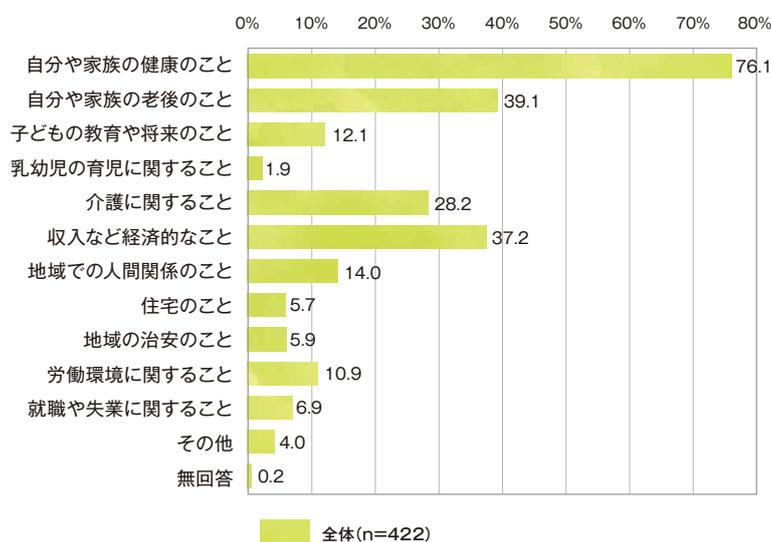
新型コロナウイルス感染症の拡大前と比べて、悩みや不安が増したかについて、「感染症の拡大前と比べて、悩みや不安は変わらない」(48.8%)の割合が最も高く、次いで「感染症の拡大前と比べて、悩みや不安が増した」(46.2%)となっています。

年代別でみると、10歳代では「感染症の拡大前と比べて、悩みや不安は変わらない」(84.2%)の割合が他の年代と比べて高くなっています。



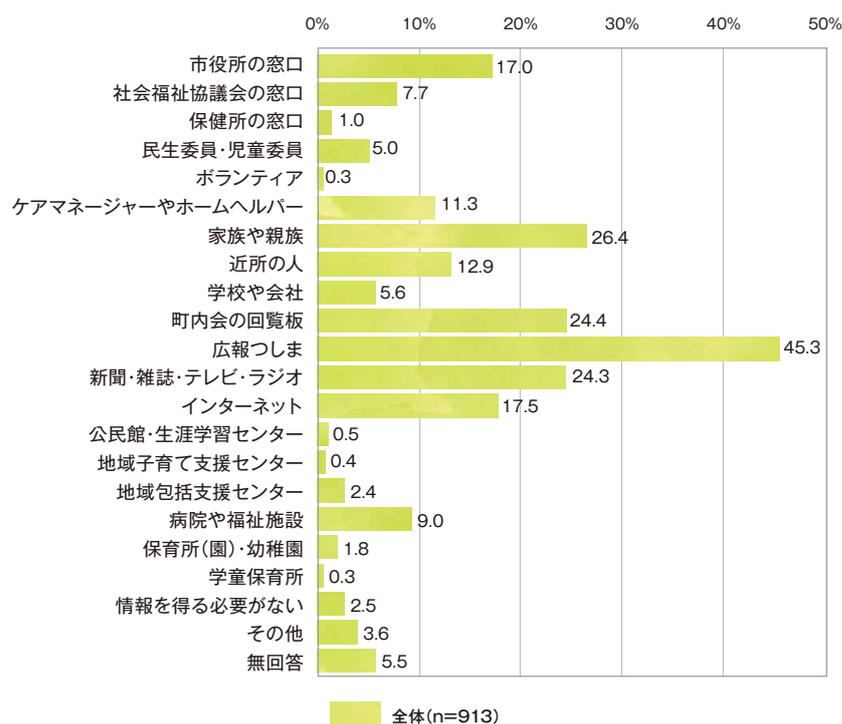
●新型コロナウイルス感染症の影響により、以前より増した悩みや不安の具体的な内容は何ですか。

悩みや不安の内容として、「自分や家族の健康のこと」(76.1%)の割合が最も高く、次いで「自分や家族の老後のこと」(39.1%)、「収入など経済的なこと」(37.2%)となっています。



●福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。

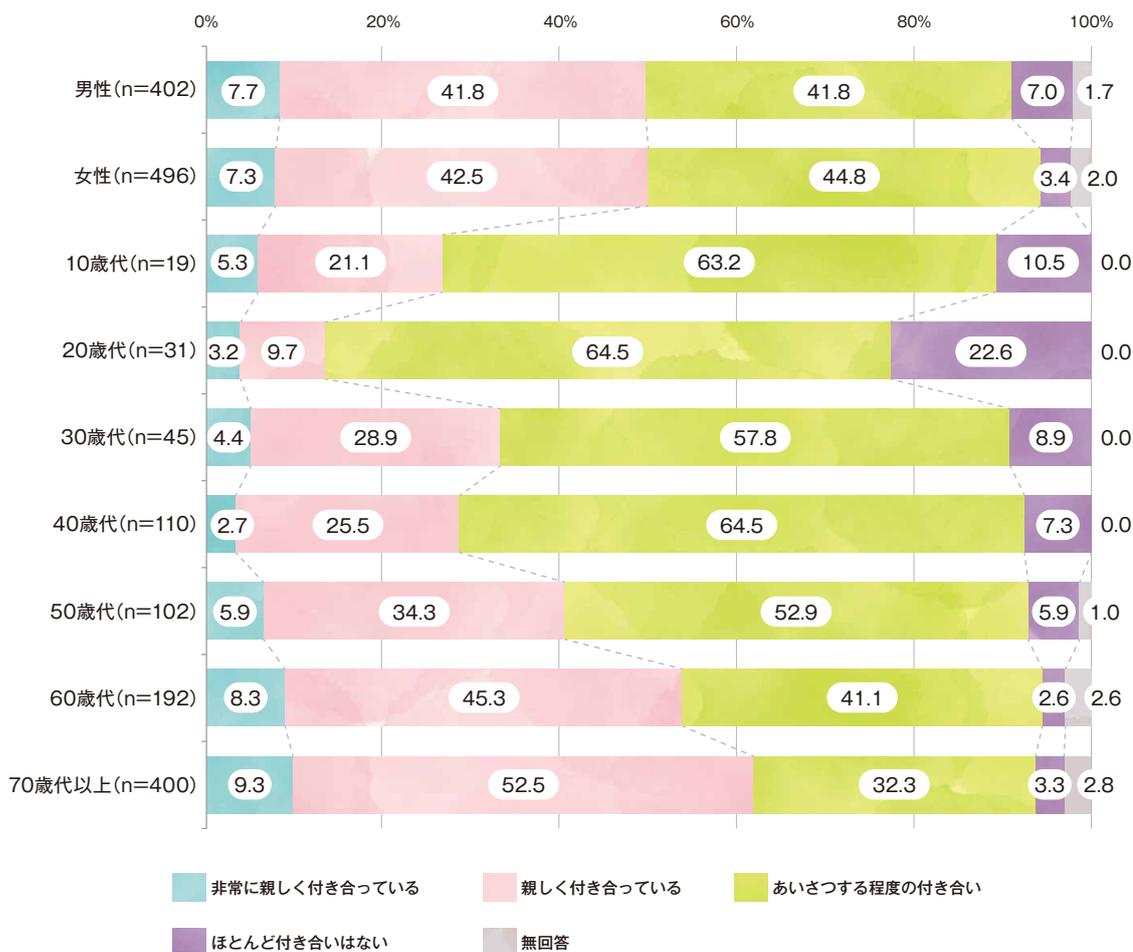
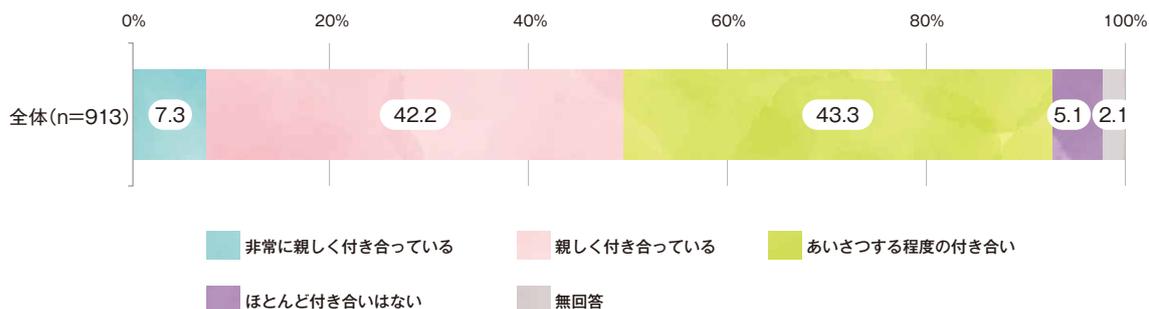
福祉サービスに関する情報の入手先として、「広報つしま」(45.3%)の割合が最も高く、次いで「家族や親戚」(26.4%)、「町内会の回覧板」(24.4%)となっています。



●あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。

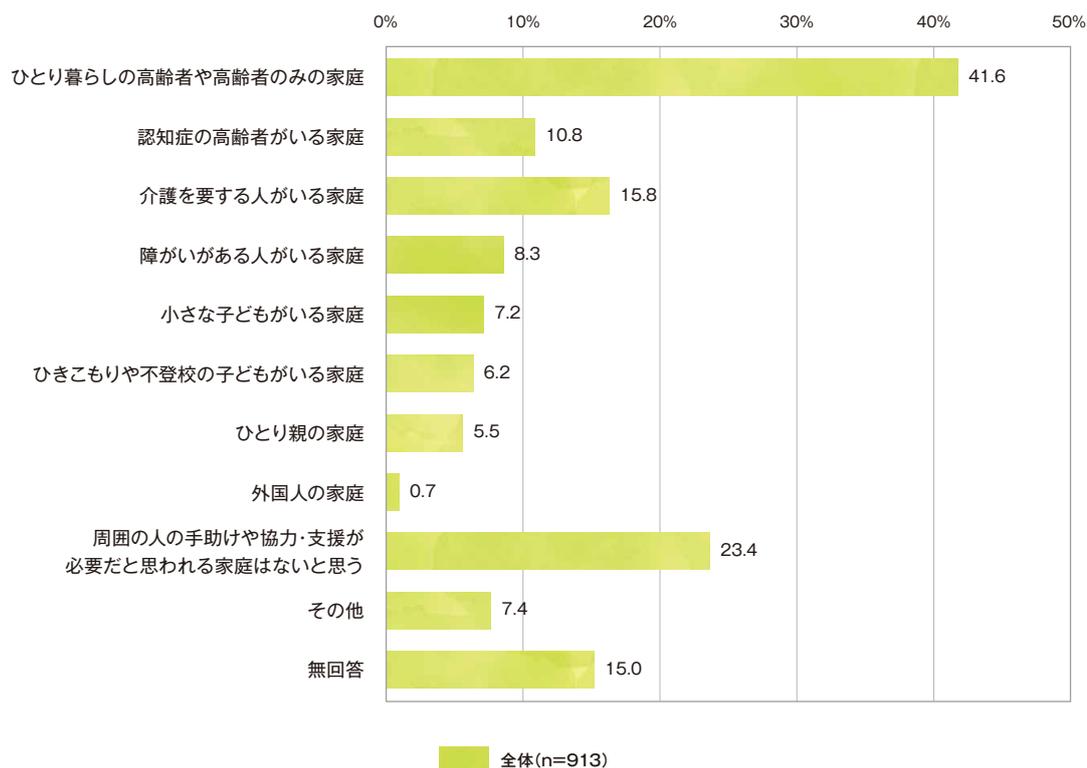
ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしているかについて、「あいざつする程度の付き合い」(43.3%)の割合が最も高く、次いで「親しく付き合っている」(42.2%)、「非常に親しく付き合っている」(7.3%)となっています。

年代別で見ると、年代があがるにつれて「親しく付き合っている」の割合が高くなっていきます。



●あなたの近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭がありますか。

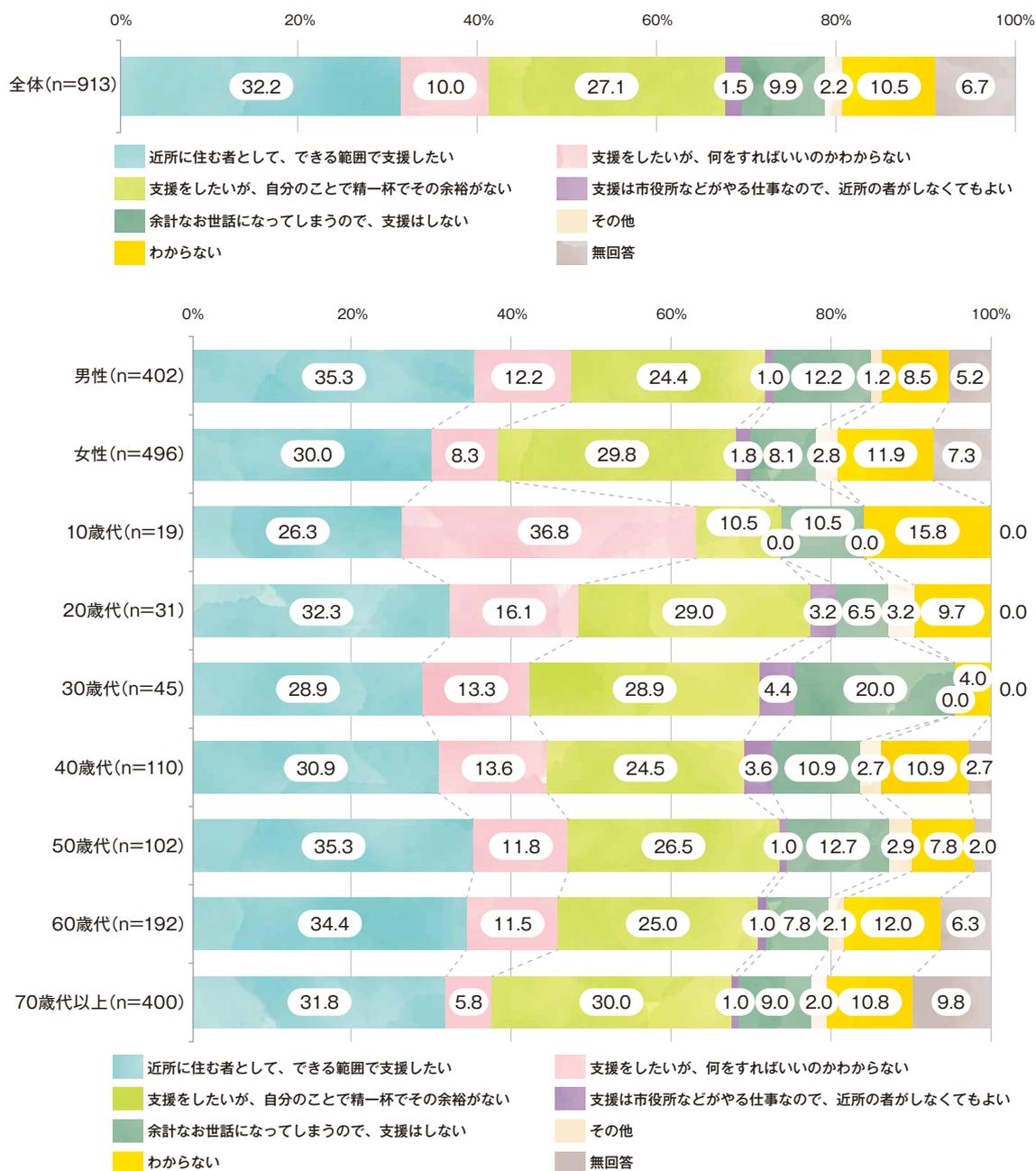
近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭があるかについて、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」(41.6%)の割合が最も高く、次いで「周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭はないと思う」(23.4%)、「介護を要する人がいる家庭」(15.8%)となっています。



●あなたの近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている人(ひとり暮らしの高齢者・介護をしている家族、子育て中の家族等)への支援(日常生活上の手助け・お手伝い)について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

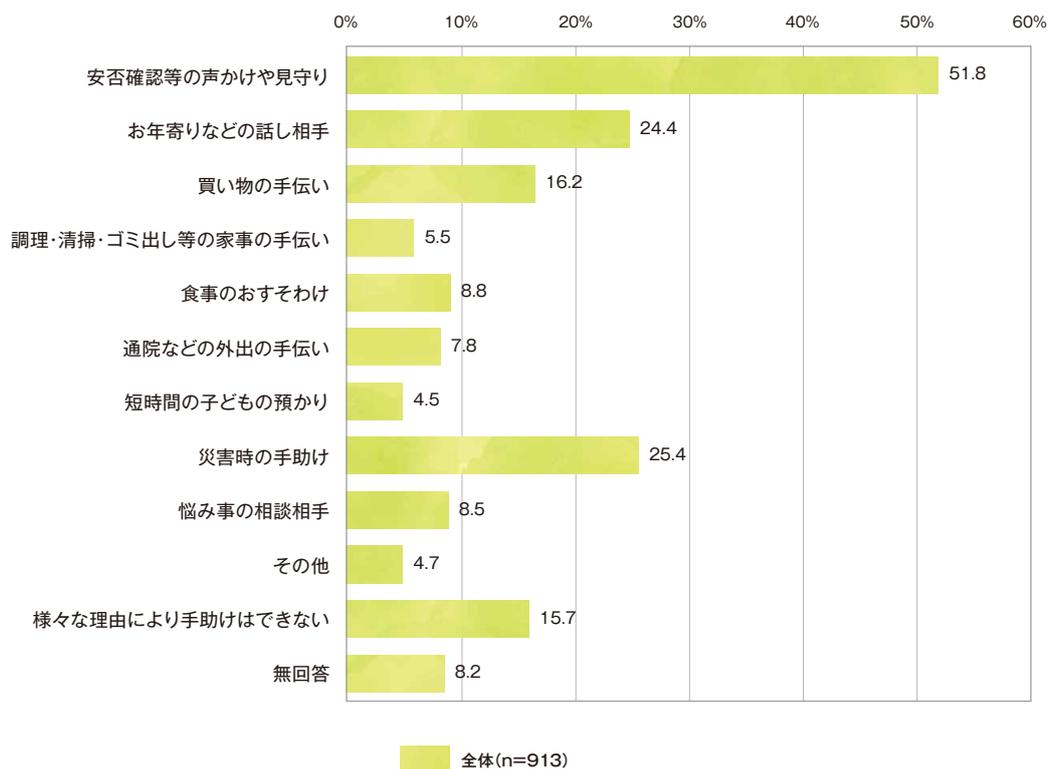
あなたの近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている人への支援についての考えとして、「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」(32.2%)の割合が最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」(27.1%)、「わからない」(10.5%)となっています。

年代別で見ると、年代が上がるにつれて「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」の割合が低くなっています。



●あなたは、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭に対して、どのような手助けができますか。

周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭に対してできる手助けとして、「安否確認等の声かけや見守り」(51.8%)の割合が最も高く、次いで「災害時の手助け」(25.4%)、「お年寄りなどの話し相手」(24.4%)となっています。

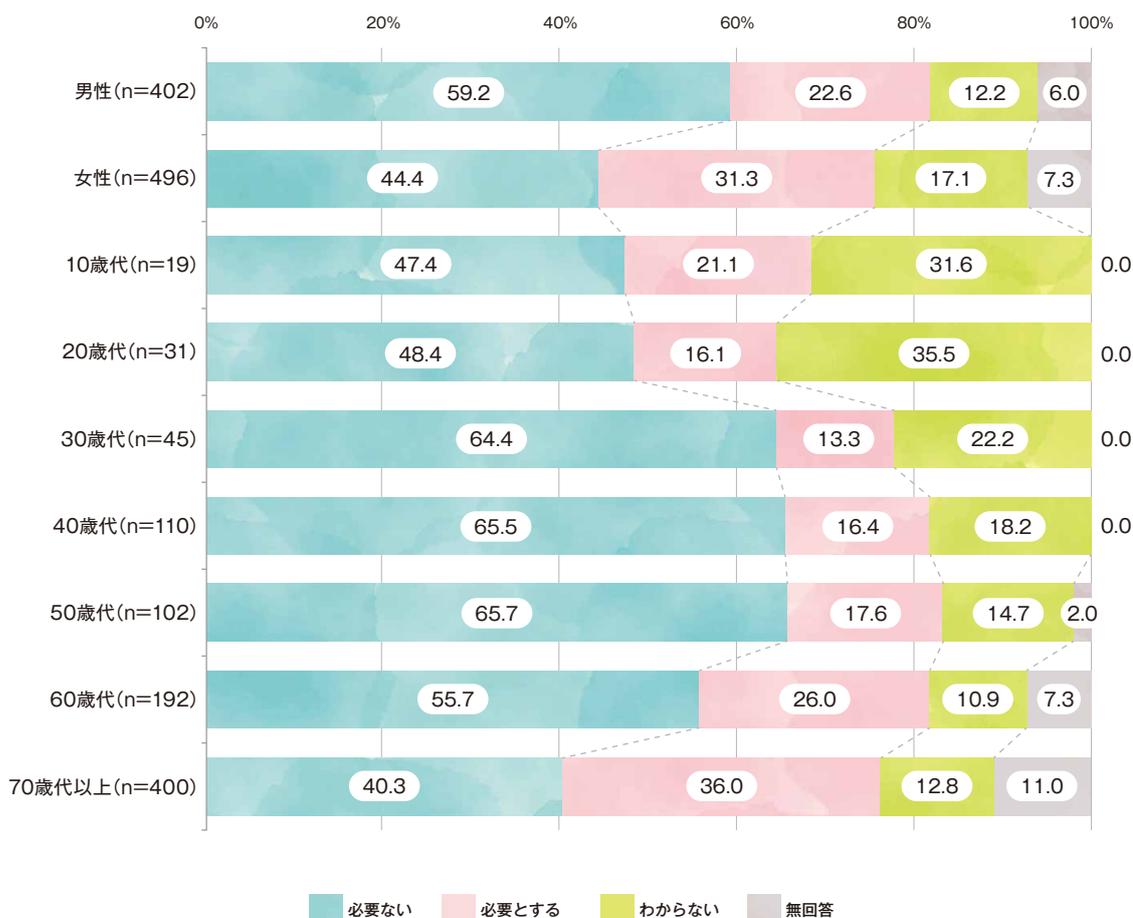
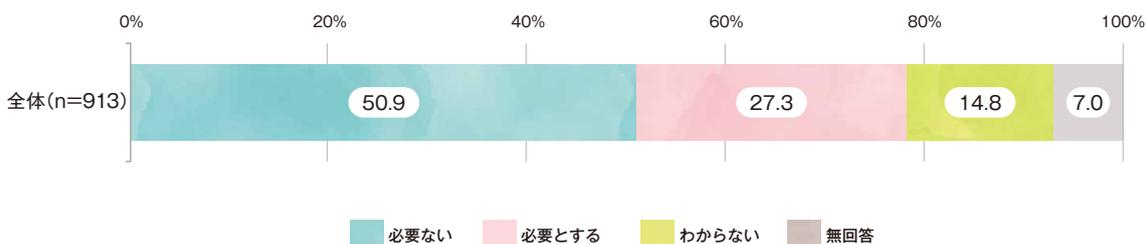


●あなたは、地震などの災害発生時に、避難場所までの移動や、災害時についての情報の入手等について、誰かの助けを必要としますか。

災害発生時の必要な助けについて、「必要ない」(50.9%)の割合が最も高く、次いで「必要とする」(27.3%)、「わからない」(14.8%)となっています。

性別で見ると、男性では「必要ない」(59.2%)の割合が女性と比べて高くなっています。

年代別で見ると、70歳代以上では「必要とする」(36.0%)の割合が他の年代と比べて高くなっています。

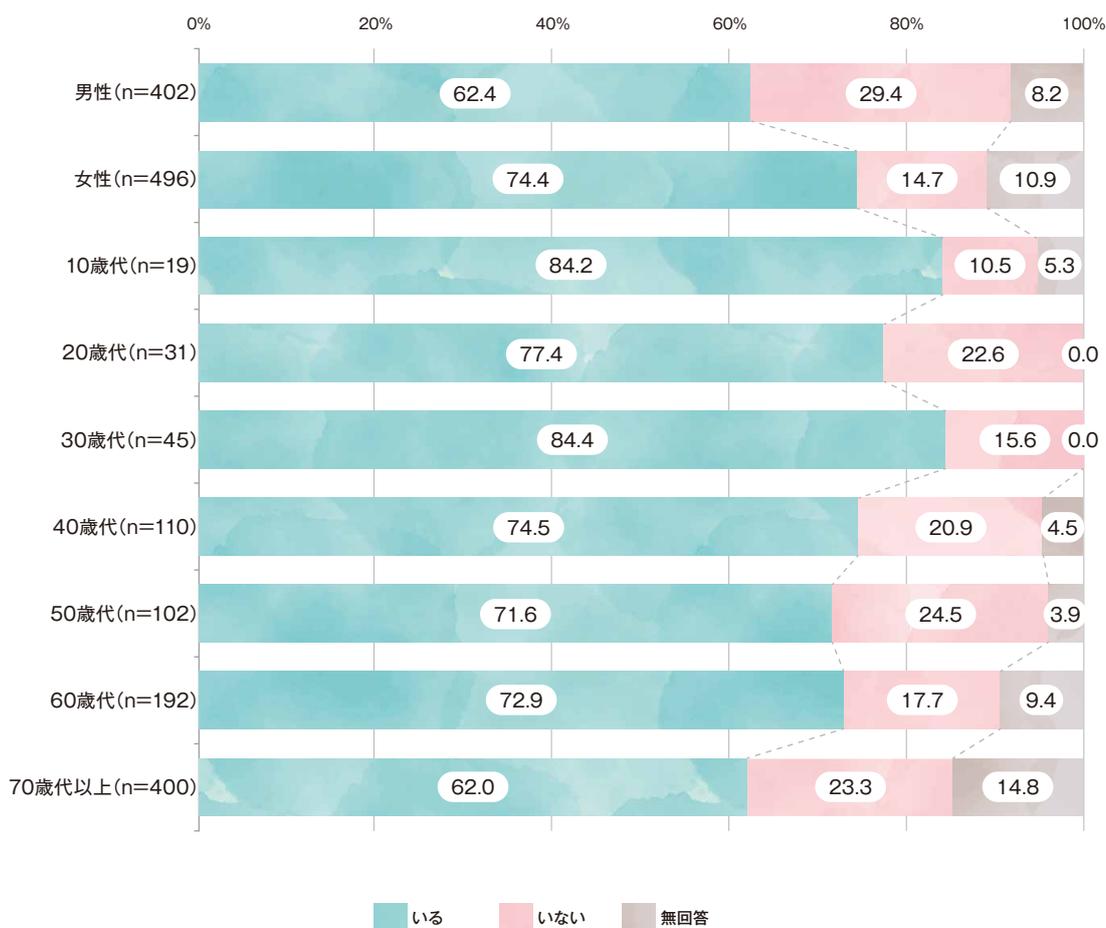
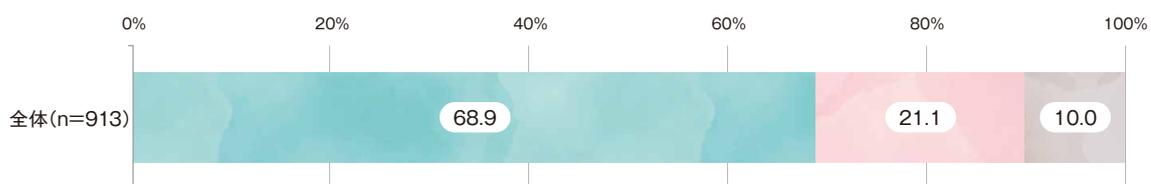


●あなたは、災害発生時に助けてもらえる人がいますか。

災害発生時に助けてもらえる人がいるかについて、「いる」(68.9%)、「いない」(21.1%)となっています。

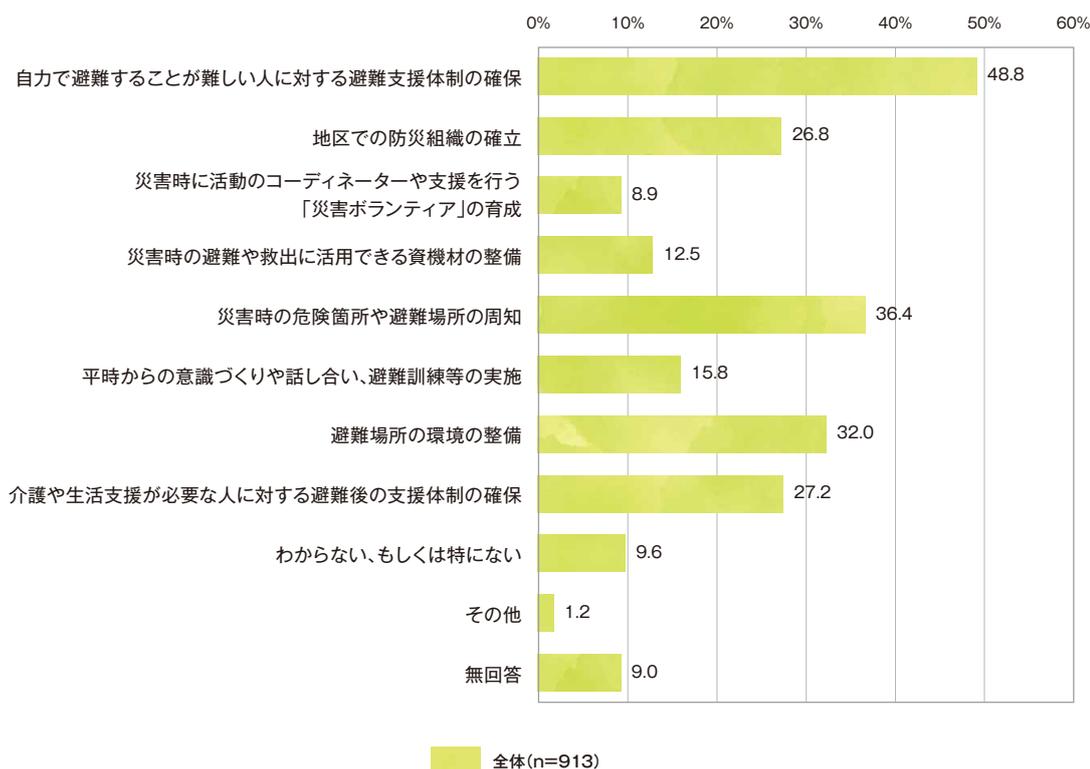
性別でみると、男性では「いない」(29.4%)の割合が女性より、女性では「いる」(74.4%)の割合が男性と比べて高くなっています。

年代別でみると、70歳代以上では「いる」(62.0%)の割合が他の年代と比べて低くなっています。



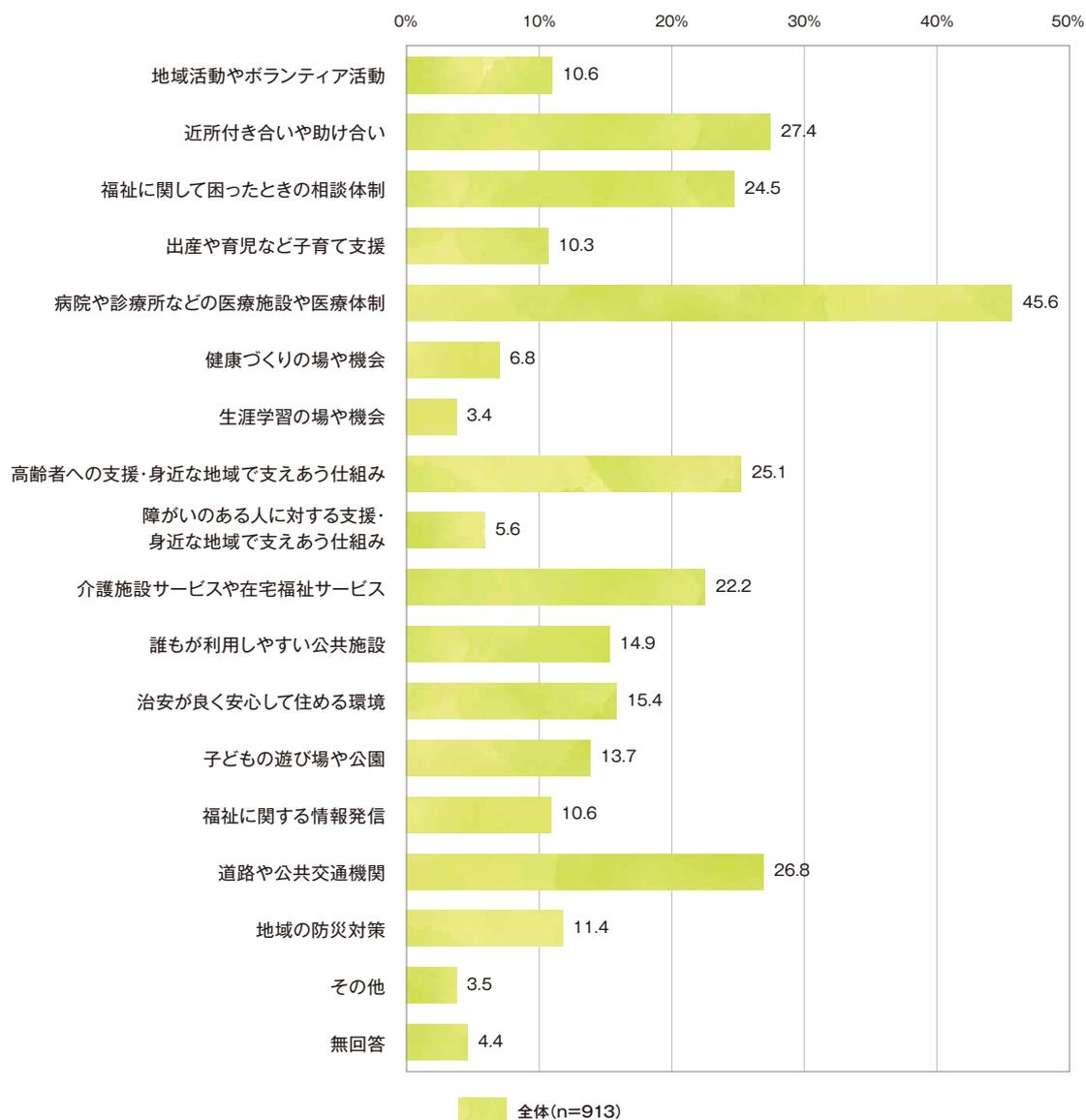
●災害等の緊急事態が発生する前の備えとして、特にどのような取組が必要だと思いますか。

災害等の緊急事態が発生する前の備えとして必要な取組について、「自力で避難することが難しい人に対する避難支援体制の確保」(48.8%)の割合が最も高く、次いで「災害時の危険箇所や避難場所の周知」(36.4%)、「避難場所の環境の整備」(32.0%)となっています。



● 今後、お住いの地域で安心して暮らすためには、何が重要だと思いますか。

地域で安心して暮らすために重要なこととして、「病院や診療所などの医療施設や医療体制」(45.6%)の割合が最も高く、次いで「近所付き合いや助け合い」(27.4%)、「道路や公共交通機関」(26.8%)となっています。



3 現状と課題のまとめ

(1) 日常生活について

福祉に関する制度やサービス内容は、近年めまぐるしく変化しており、一人ひとりにあったサービス内容が求められます。そのため、専門性の高い相談への対応や広報誌を含め、様々な手段を用いて情報提供を行う必要があります。

また、近年、社会経済環境の変化によって、誰もが生活困窮に至るリスクがあり、生活を重層的に支える体制の整備が重要となっています。

今回のアンケート調査結果では、「生活上の悩みや不安の相談先」として、「家族や親戚」「友人・知人」の割合が高くなっていますが、「市役所等の相談窓口」や「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会」といった回答の割合は低くなっています。

また、各種統計資料が示すとおり、本市は人口減少と少子高齢化が進行しており、高齢世帯が増加していることが、地域コミュニティを維持することにおいて大きな課題となっています。アンケート調査結果においても、年齢層が上がるほど住み慣れた地域に今後も暮らしたいとの回答が多くなっています。今後は介護・医療の連携を軸とした地域包括ケアシステムの深化を推進していくとともに、各種サービスや交流機会や通いの場の創出など、高齢者の安心・安全な地域生活の充実に努めることも重要です。

(2) 地域との関わりについて

少子高齢化や都市化の進展、家族形態や個人の意識、ライフスタイルの多様化などにより、今までの地縁、血縁などに基づく地域の連帯や支え合いの力が弱くなりつつあります。

しかし、地域社会は市民一人ひとりが豊かな生活を送るための共通基盤であり、特に地域住民の安全・安心の確保、快適な生活環境の保全や維持を図るうえで、地域の果たす役割は大きく、地域コミュニティの維持及び再構築と活動の活性化が求められています。

今回のアンケート調査結果では、「普段の近所付き合い」については、年代が若くなるにつれて近所付き合いの程度が低くなっていく傾向にあり、地域コミュニティの活性化に向けては若者の地域活動への参加を更に促す取り組みが必要であると考えられます。

また、「あなたの近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている人への支援についての考え方」では、「できる範囲で支援したい」との回答が約3割であった一方、「支援をしたいが何をすればいいのかわからない」「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」との回答も合わせて約4割ありました。このことから、地域住民にある「地域における助け合い」の気持ちを体現してもらえることができるように、各種サービスや相談窓口の周知と併せて、地域活動及びボランティア活動への積極的な参加を促していくことが重要です。

(3)地域活動について

自由時間の増大や個性や能力を重視する価値観の広がりなどを背景に、社会参加による自己実現を図ろうとする意識が高まり、地域福祉に関するボランティア活動やNPO活動への参加の動きが広がりを見せつつあります。さらには、高齢者、障がい者などこれまでサービスの受け手と考えられていた人たちが、ボランティアの活動に主体的に取り組むなど、新たな充実感や生きがいを見出し社会参加しようとする意識も広まりつつあります。

しかし、現状としては地域活動への地域住民の参加減少や、地域活動を主導的に進めるリーダー的人材の不足など、課題は多くある状況です。

今回のアンケート調査結果では、「町内会や子ども会、PTAなどの地域活動の経験の有無」について、30代及び40代では「現在活動している」の割合が約4割となっていますが、20代では1割程度となっています。

また、「活動していない理由」については、「仕事の都合などで機会がない」「時間がない」といった回答の割合が高くなっており、選択肢以外の自由回答では「高齢のため」「子どもが学校を卒業したから」といった回答が多く見られました。

今後の地域活動の活性化を目指していくためには、身近な地域に暮らす住民同士が顔の見える関係を構築していくことが重要です。様々な年代や立場の人が参加しやすい地域活動を推進して、住民参加の促進を図ることが重要であると考えられます。

(4)災害時の状況について

大きな災害が発生した場合には、迅速な安否確認や避難所への誘導を行うことが重要です。そのためには、平常時から要支援者の情報や避難場所の確認など、地域団体との情報共有や連携体制の構築が必要であり、住民の災害に対する意識の在り方は、その基盤となるものです。

今回のアンケート調査結果では、「災害発生時に助けてもらえる人の有無」について、「いない」との回答が約2割となっており、身近な地域にも緊急時の対処に不安を感じている人が一定数存在していることが分かります。

また、「災害等の緊急事態が発生する前の備えとして必要な取組」については「自力で避難することが難しい人に対する避難支援体制の確保」や「災害時の危険箇所や避難場所の周知」「避難場所の環境の整備」といった回答の割合が高くなっています。

災害等の緊急時には、日頃からの備えや、積極的な情報取得など、自分の身を守る「自助」が大切ですが、自力での避難ができない人や移動に支援を要する人にとっては、地域における「互助」「共助」が必要となるため、避難場所の周知の徹底や危険箇所の点検、災害時の要支援者の避難体制の整備などが必要不可欠となります。

また、地域活動の中で、災害時の対応についての広報や講習会の機会をつくり、災害に対する市民の意識を向上させることも重要です。

第3章

計画が目指すもの



第3章

計画が目指すもの

1 計画の基本理念

本市では、総合計画において『自立と循環の宝の島 対馬』をあるべき姿として掲げ、「みんなが主役になる希望の島」「地域経済が潤い続ける島」「支え合いで自立した島」「自然と暮らしが共存する島」を具体的な将来像として様々な取組を推進しています。

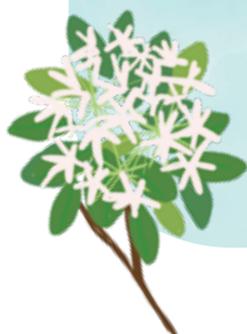
これは、SDGs全体に通じる「誰一人取り残さない」という理念や、その17のゴールそれぞれにつながるものです。

前計画では、『～つながり・助けあい・支え合い～ みんなでつくる幸せつしま』を将来像とし、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民・各種団体・市が互いに連携し地域における課題解決に取り組んできましたが、市民生活が多様化する中で地域における課題も複雑化している状況です。

本計画においても、市民、各種団体、市等の全ての主体が、なお一層、この理念を意識し、共有していくことにより、誰もが地域でつながっていくことができる対馬市を目指すとともに、国が示す「地域共生社会の実現」に向けて、今後展開される施策を想定した場合においても、この将来像は十分意義を果たせる普遍的なものであると考え、この将来像を継続して更なる地域福祉の推進を目指すこととします。

～つながり・助けあい・支え合い～

**みんなでつくる
幸せつしま**



2 基本目標

基本理念に掲げる「～つながり・助けあい・支え合い～みんなでつくる幸せつしま」の実現に向けて、以下の基本目標に沿って計画を推進していきます。

基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり・仕組みづくり

地域福祉の推進のためには、地域で支え合い、助け合おうとするつながりが重要となります。地域のつながりを強化するためには、日ごろからの住民同士の交流と地域の活動への支援が必要となります。

住民同士の交流を深める地域での各種行事への支援と、声掛け運動など日頃の取り組みの推進を行います。

基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり

全ての市民が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくりを実現するためには、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、相談支援(対象者や世帯との相談と、それを踏まえて必要となるサービスの検討、プランの作成など)を分野横断的かつ包括的に提供することが求められます。

これを実現するために、制度毎に分断された支援を行うだけでなく、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、対象者やその世帯について分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討します。

また、安心して住み続けられるよう、福祉サービスの充実を図ります。

基本目標3 誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり

誰もが生涯を通じて健やかでいきいきと暮らすことができるよう、市民一人ひとりの健康づくりや、食育の推進に取り組むとともに、地域医療の充実に取り組みます。

また、近年、大規模な災害が相次いでいることから、防災体制の整備は地域で安心して暮らすための重要な課題となります。災害対策は、住民一人ひとりが当事者となるため、地域と住民の防災力の向上に努めます。

さらに、全ての人々が安心して暮らせるまちに向けて、交通機関の充実や、事故・犯罪の防止、権利擁護の推進など各種施策を推進します。

3 重層的支援体制整備事業に向けた今後の方針

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」が新たに位置づけられました。

本市においても、既存の相談支援体制等の取り組みを活用しつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業について取り組んでいきます。

ア.「1号 包括的相談支援事業」に関する実施方針

介護、障がい、子育て、生活困窮の既存の相談支援体制を活用しつつ、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

イ.「2号 参加支援事業」に関する実施方針

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯とのつながりづくりに向けた支援を行います。

ウ.「3号 地域づくり事業」に関する実施方針

地域資源を広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することで、交流・参加・学びの機会を生み出し、個別の活動や人をコーディネートし、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

エ.「4号 アウトリーチ等事業」に関する実施方針

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人たちの把握に努めます。また時間をかけた丁寧な支援を行い、支援を必要とする人との信頼関係の構築に努めます。

オ.「5号 多機関協働事業」及び「6号 支援プランの策定」に関する実施方針

重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、相談支援機関に助言を行うとともに、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取り組みを通じて、関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援を行います。

4 計画の体系



互助・共助

自助

公助

さまざまな主体の協働による活動



第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標1

地域住民が主体的に支え合う、人づくり・仕組みづくり

(1) つながり・助け合い・支え合いの仕組みづくり

一人暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化が進む中で、近年、孤独死や子どもの虐待死等が大きな社会問題となっています。

様々な事情により支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなげるためには、地域における見守り体制の充実は大変重要です。

支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、声かけやあいさつなど日常적인見守りを含む、地域における見守り・支え合い活動の推進を図ります。

また、近年、風水害や地震等による自然災害や、子どもや高齢者等が犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが全国的に発生しています。

そうした中、地域で安心して暮らしていくためには、防災・防犯・事故防止に地域と関係機関が連携して取り組むことが重要です。

地域ぐるみで「自分たちのまちを守る」という意識を醸成し、地域住民が協力して防災・防犯・事故防止活動に取り組むことができるような体制づくりを推進するとともに、災害時等に自力で避難を行うことができない要支援者の方の支援について、地域・各種団体・社会福祉協議会・行政・関係機関が連携して取り組む体制の構築を図ります。

① 支援が必要な方への声かけ・見守り体制づくり

市民や地域でできること

- 日ごろからあいさつ・声かけをして、身近な人や地域の人と積極的に交流する。
- 特に子どもや高齢者、障がい者などを見守る。
- 地域の見守り活動に参加する。
- 見守りの中で気になったことがあれば、民生委員等に知らせたり、相談窓口などにつなげる。

社会福祉協議会の主な取り組み

- あいさつ+1(プラスワン)運動の推進
- 支援を必要とする方への見守り活動の推進

行政の主な取り組み

●近所付き合いや見守りに関する周知

平成31年3月に協力事業所26箇所と協力機関10箇所と見守りネットワーク事業の協定を締結しています。今後も対馬市ホームページ等で周知するなど、参加事業者の増加に努めます。

●家庭・学校・地域の連携強化

開かれた学校運営を目的として、保護者や地域住民との連携・協力、意見の反映に努めます。

●学童保育の充実

児童に向けた放課後の健全な居場所を確保するとともに、更なるサービスの質の向上に努めます。

②災害時・緊急時の対応強化

市民や地域でできること

- 災害時において、近所に支援を必要としている人はいないか、どのような支援が必要かを把握する。
- 防災訓練や防災に関する講座などに参加する。
- 自主防災組織に参加する。
- 土砂災害ハザードマップを確認し、避難場所や危険な箇所を把握する。
- 必要な備蓄などについて日頃から情報を集めて災害に備える。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- 避難訓練・避難所運営訓練の実施
- 災害ボランティアセンターの設置・運営(災害発生時)
- 日赤救援物資・共同募金会小災害見舞金の配布(災害発生時)



行政の主な取り組み

●AED設置・普及啓発

緊急時の市民の安全を確保するために、機器の保守、更新を実施するとともに、応急手当講習実施時や対馬市ホームページ、市広報誌により更なる周知を行います。

●災害時における支援が必要な方の把握

避難行動要支援者管理台帳の更新作業を適時行い、支援が必要な方の把握に努めます。また、支援が必要な方のうち、ハザードマップで危険な区域に指定された地区に住む方、一人暮らしの方、夫婦二人暮らしの方については、個別避難支援計画の作成にも努めます。

●ハザードマップの作成

新たに土砂災害警戒(特別警戒)区域及び洪水浸水想定区域に指定された地区のハザードマップの作成と更新に努めます。

●避難場所の指定・整備・周知

毎年度開催する地域防災会議において、指定避難所の見直しを行います。

●援助体制の整備支援

●自主防災組織の立上げ支援

各地区に向けて自主防災組織の必要性を説明するなど、結成を促進する取り組みを継続して行います。

●災害時における必要物品の備蓄

対馬市災害時備蓄計画に基づき、必要な物品の備蓄を行います。

③身近な助け合いの仕組みづくり

市民や地域でできること

- 高齢者や障がい者など支援を必要とする方への理解を深め、日頃から声かけを行って気軽に話しかけられる関係を築いておく。
- 移動に困っている人がいたら、可能な範囲で外出に同行したり、移動の手助けをする。
- コミュニティ活動やボランティア活動に積極的に参加する。

社会福祉協議会の主な取り組み

- ボランティア・市民活動センターの運営
- 対馬市民ボランティア連絡協議会の運営・活動支援
- 地域座談会の実施
- 共同募金事業の推進
- 生活支援体制整備事業の実施

行政の主な取り組み

- 身近なコミュニティ活動の支援
地域おこし協力隊制度を活用するなど、市内各地域におけるコミュニティ活動の支援を行います。
- ボランティア団体等の協力・支援
補助金の交付や周知等、ボランティア連絡協議会と連携した支援を行います。
- 地域づくりの支援
地域おこし協力隊制度を活用し、南部、中部、北部の各地に対馬市島おこし協働隊を配置して、それぞれの管轄地域のコミュニティ支援活動に取り組みます。
- 新たな仕組みづくりの検討
有償ボランティア制度など、地域福祉の発展に向けた新たな仕組みづくりについて検討を行います。
- 生活支援体制整備事業
見守り、外出支援、家事支援など地域における支え合いの体制づくりを推進します。
- 公共交通の再生・活性化支援
路線バス、市営有償バス、乗合タクシーを運行し、利便性向上、負担軽減を図りながら移動手段の確保を行います。

(2)だれでも・いつでも集える交流の場(機会)づくり

一人暮らし高齢者の増加等により、住民同士が地域で見守り、支え合う体制づくりがより求められている中、地域における見守り・支え合いを促進していくためには、身近な地域に暮らす住民同士が顔の見える関係を構築していくことが重要です。

ふれあい・いきいきサロン※等の交流の場の創出や拡充を推進するとともに、住民参加の促進を図ります。

市民や地域でできること

- 興味のあるイベントや集まりに参加して、いろいろな人との交流を楽しむ。
- 幼稚園や学校の校庭、公民館や体育館などの空いている施設を活用する。
- いろいろな世代が参加し交流できる場・機会をつくりだす。
- 同じ悩みを抱えている人が集まり、悩みを共有したり解決へのきっかけを見つける機会をつくりだす。

※サロンとは、地域住民の身近なところを拠点に、気軽に集うことの出来る場所を地域の方が中心となって運営する場のことです。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 各種サロンの運営支援
- 健康維持のための講習会等の開催
- ふれあい学習の実施
- 共同募金配分金助成事業の推進(赤い羽根・歳末たすけあい)

行政の主な取り組み

●地域における交流の場づくりの支援

介護予防自主活動助成金制度を活用し、各地区に高齢者が集い自発的に介護予防に向けた取り組みを行う通いの場(介護予防自主グループ)の活動を支援します。また、わがまち元気創出支援事業を実施し、地域コミュニティの発展やNPO・ボランティア等の組織化の促進を目指します。

●子育て支援センター事業の推進

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。現在、市内5か所で事業を実施しています。

●学校と連携した子どもと地域住民の交流機会づくり

地域住民による、身近な地域に関する学習の機会の創出や、近隣の幼稚園・保育園児、老人クラブとの交流会を開催することで、子どもと地域住民の交流機会の促進に努めます。

●スポーツを通じた支援

プロスポーツクラブとの連携事業やスポーツ教室の開催等を通じて、積極的にスポーツの推進・支援に努めるとともに、スポーツを通じた新たなコミュニケーションの場の創出を推進します。

●保育園・こども園・幼稚園・学校の園庭・校庭の開放

休日や休園・休校日に園庭・校庭を開放し、地域住民同士の交流を促進します。



基本目標2

相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり

(1) 支援が必要な方などの情報収集と共有の仕組みづくり

一人ひとりが住み慣れた場所で自分らしく暮らせる地域社会を目指すには、様々な課題を抱え、支援を必要としている人を把握し、地域や関係機関が連携し継続的に支援を行い、自立を促すことが重要です。

複雑化・多様化した課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援や孤立対策も含め、地域における包括的な支援を推進します。

市民や地域でできること

市民	<ul style="list-style-type: none">●日常生活における困りごとや必要な手助けを周囲に伝える。●近くにいる手助けが必要な人を把握する。●自分ができる手助けを考え、発信する。●自分の住む地域に関わる民生委員等や自治会、支援団体などを把握する。●民生委員等の活動に協力する。
地域	<ul style="list-style-type: none">●手助けが必要な人や手助けができる人を把握する。●一人ひとりの困りごとや必要な手助けを把握する。●個人情報の保護に配慮しながら、適切な関係機関などと協力して地域で支援できることを考える。
事業者 など	<ul style="list-style-type: none">●日常的な業務等の中で支援が必要な方の異変などを把握した場合は、地域や関係機関に連絡する。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 支援を必要とする方の調査実施・台帳整備
- 地域座談会の開催
- 関係機関との連携強化
- 民生委員等との連携強化

行政の主な取り組み

●市民アンケート調査の実施

各福祉関連計画の策定時には、市民の現状や福祉課題を把握することを目的として、市民に向けたアンケート調査を実施します。

●支援が必要な方に関する情報活用の仕組みづくり

支援が必要な人が、必要な支援に関する情報を的確に入手できるように、市ホームページをはじめとしたあらゆる媒体を活用して、分かりやすい情報の発信に努めます。

●家庭・学校・地域の連携強化

保護者や地域住民との連携・協力、意見の反映を図るため、地域から学校評議員や学校運営協議会委員を専任するなど、開かれた学校運営を目指します。

●地域ケア会議の開催

地域ケア個別会議、地区ケア会議、地域ケア推進会議の各会議を設置し、被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行います。

●活動に必要な世帯情報の適切な提供、共有

地域で活動する民生委員に対して、必要に応じて必要な世帯情報（生活保護受給者、児童扶養手当受給者、要介護（要支援）認定者、障害者手帳所持者等）を提供します。

●地域自立支援協議会の開催

相談支援部会、こども部会、就労支援部会の各部会を設置し、障害福祉の関係機関が連携し相談支援の円滑な推進を図り、地域における障害児及び障害者等の福祉の向上を図るとともに、関係課機関のネットワークの構築強化、社会資源の開発及び改善等を行います。

(2)相談体制の充実

福祉サービスは、これまで、基本的には対象者ごとに整備されてきました。

しかし、少子高齢化や単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化等が進み、ニーズが多様化・複雑化する現状において、80代の親が50代のひきこもりの子どもの生活を支える「8050問題」など、既存の制度での対応だけでは複合的なニーズを抱えた人が適切な支援を受けることが難しい問題も生じています。

本市においては、全ての子ども・家庭に関する相談を受け、切れ目ない支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度に、障がい者に対する相談支援に対応するための「対馬市基幹相談支援センター」を令和3年度に設置するなど、包括的な相談支援体制の強化に努めています。

分野ごとの相談支援やサービスの提供について、引き続き機能強化を図りつつ、複合的なニーズを抱えた人に対して、より適切な支援が提供できるよう、包括的な相談支援体制の整備を推進します。

市民や地域でできること

- 困りごとを身近な人に相談する。
- 自分や身近な人で解決できない困りごとについては、相談窓口についての情報を集め、相談に行く。
- 周囲で困っている人を見逃さず、相談相手になったり、相談窓口へつなげる(相談をすすめる)。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 総合相談事業の充実強化
- 「権利擁護センターつしま」の設置運営

行政の主な取り組み

- 相談体制の構築
重層的支援体制整備事業に基づき、各分野の既存の相談支援体制を活用しつつ、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。
- 障がい者とその家族への相談支援の推進
基幹相談支援事業において、障がい者とその家族に向けた相談支援を推進します。
- 地域包括支援センターでの相談支援
包括的支援事業において、総合相談、権利擁護及びケアマネジメント支援に関する相談窓口を設置し支援を行います。
- 「こころの健康相談会」の推進
長崎県が実施する「こころの健康相談会(精神科嘱託医師相談・思春期サポート相談)」(対馬保健所で年6回実施)について、内容や日程等を市広報誌に掲載するなど周知に努めます。
- 相談員等の研修
長崎県が実施する相談員等への研修について、市内各事業所に向けて参加を呼び掛けるなど、相談員等の資質向上に努めます。



(3)一人ひとりにあった福祉サービスの提供

福祉サービスは、地域の中で安心して生活し続けるための基盤になります。

国の動向も踏まえながら、各分野で実施している福祉サービスの充実を図るとともに、複合的なニーズを抱えた人の課題を包括的に解決できるよう、分野を超えた連携強化を推進します。

また、地域で共に生きる社会をつくるためには、福祉サービスの充実や生活環境の整備とあわせて、一人ひとりの権利を守り、安心して自分らしく暮らせる環境をつくることが重要です。日頃の見守りや、権利擁護の周知、虐待防止対策等を実施し、住民の権利を守る取り組みを推進します。

市民や地域でできること

市民	<ul style="list-style-type: none">●自分の困りごとを身近な人や相談窓口などに相談する。●福祉サービスに関する情報を収集し、身近な人や支援を必要とする人と共有する。
地域	<ul style="list-style-type: none">●支援を必要とする人を把握し、関係者や専門機関等と連携して支援につなげるための仕組みをつくる。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 各種福祉資金の貸付事業の実施
- 日常生活自立支援事業の実施
- 在宅福祉サービスの実施
- 成年後見等事業の周知、実施
- 中核機関の受託運営

行政の主な取り組み

- 地域の相互扶助の仕組みづくり支援
生活支援体制整備事業における助け合い活動を支援します。
- 成年後見制度の適正な利用促進・日常生活自立支援事業の情報発信
権利擁護センターつしまを中核機関とし、権利擁護に関する様々な業務を推進します。
また、成年後見制度利用支援事業を推進し、制度の更なる周知と利用促進に努めます。
- 子育て支援センター事業の推進
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。現在、市内5か所で事業を実施しています。

行政の主な取り組み

- 親子での学習の機会づくり
子育て世帯に対して、育児や健康づくりに関する講習会を実施します。
- 保育園や認定こども園の充実支援
子育て世帯に向けて、交流の場の提供や育児相談を実施します。また、継続して保育士や幼稚園教諭の人材確保に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会の設置
要保護児童対策地域協議会において、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催し、要保護児童の発生予防、早期発見に努めるとともに、適切な支援を行います。
- 障がいのある人の就労・社会活動への参画支援
障害者就業・生活支援センター及び地域活動支援センターにおいて、障がいのある人の就労や社会活動等への支援を行います。
- 相談体制の構築・自立相談支援事業の実施
相談体制の更なる充実を図るとともに、生活困窮者及び生活困窮者の家族からの相談に応じて、就労支援等に関する必要なサービスにつなげます。
- 生活困窮者の自立支援
生活困窮者の自立支援に向けて、就労準備支援事業や一時生活支援事業を実施するとともに、事業内容の更なる周知や内容の充実を図ります。



基本目標3

誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり

(1) 地域福祉に関する情報発信

地域福祉の推進においては、福祉サービスの情報や地域活動やボランティアの情報など、様々な情報が一定の場所や機能として集約され、全ての人が確実に入手することができる情報のプラットフォームの整備が重要です。

必要とする人に適切な情報が行き届くよう、対象に応じた情報提供手段の検討や情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、地域や関係機関に対する適切な情報提供を推進します。

また、情報の取り扱いにおいては、プライバシーや個人情報保護に配慮した体制整備を推進します。

市民や地域でできること

- 福祉サービスに関する情報の収集方法を知る。
- 収集した福祉サービスに関する情報は、身近な人や支援を必要とする人と共有する。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 社協だよりの発行(年4回)
- 社協ホームページの充実
- 対馬市ケーブルテレビ等を活用した情報発信
- 対馬市社協Facebookの有効活用
- 民生委員・児童委員協議会等を活用した情報提供
- 地域座談会の開催

行政の主な取り組み

- 公的サービス・民間サービスに関する情報発信
支援が必要な人が、必要な支援に関する情報を的確に入手できるように、市ホームページをはじめとしたあらゆる媒体を活用して、分かりやすい情報の発信に努めます。
- 地域マネージャー制度を活用した行政情報の発信
校区会議等を通じて地域マネージャー(各行政区を担当する職員)へ情報提供を行うとともに、地域と地域マネージャーが関わりを持ちやすい環境づくりを推進します。
- 回覧板や地区別の掲示板等を活用した情報発信
各課からのお知らせや官公庁等からのお知らせを区長に配布し、地区住民に情報発信を行います。
- ボランティアセンターの周知
社会福祉協議会と連携した各種制度の情報発信に取り組みます。

(2) 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進していく上では、市民一人ひとりが地域の担い手としての意識を持って活動していくことが重要です。

地域の誰もが地域活動に参加しやすくするため、研修会の開催等による地域福祉を担う人材が育つ環境づくりを推進します。

市民や地域でできること

- 自分にできることや興味がある地域活動やボランティア活動に参加する。
- 地域福祉に関する学習会や講座などに参加して理解を深め、自分にできることの範囲を広げる。
- 地域活動やボランティア活動を行っている人に、感謝やねぎらいの言葉をかける。
- 介護士や保育士など、福祉の分野の仕事について理解を深める。

社会福祉協議会の主な取り組み

- ボランティア・リーダーの人材育成
- 福祉体験学習(出前講座)及び福祉講座の開催
- 福祉推進校指定事業
- 当事者組織の支援
- 介護職員等に対する研修の開催
- 生活福祉資金(教育支援資金・技能習得資金)の貸付事務の実施

行政の主な取り組み

- 地域活動を推進するリーダーの育成
老人会や町内会等の地域活動リーダー育成を行います。
- ボランティア団体等の立上げ・育成・協力・支援
地域活動に貢献するボランティア団体等について、立上げから実際の活動に関して支援を行います。
- 子どもたちの体験学習や社会学習の場づくり
対馬市の未来を担う子ども達が、自分たちの故郷についての理解や更なる活性化について学習することができる機会の創出に努めます。
- 消防団員の確保
地域における防災活動の更なる活性化に向けて、消防団員の確保に努めます。



行政の主な取り組み

●奨学金・奨学金返還補助金等の実施

「対馬市奨学資金基金」を実施し、経済的な理由で就学が困難な者に対して支援を行うとともに、本市への定住を促進することにより地域の活性化を図ります。

●離職・市外流出防止策の検討・実施

令和元年度に人口減少抑制対策の指針として策定した「第2期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、離職・市外流出防止策の検討・実施を推進します。

●福祉・介護人材キャリアパス支援

高等職業訓練促進給付金の支給や、社会福祉協議会が実施する介護職員初任者研修事業等を通じて、福祉・介護人材の確保や質の向上に努めます。

●外国人人材受入の検討

介護人材の確保に向けて、外国人人材の受け入れについて随時検討を行います。



第5章

地区ごとの地域福祉



第5章 地区ごとの地域福祉

1 巖原地区

■これからも現在のお住まいの地域に住み続けたいですか？



■人口等の推移

		平成27年	令和2年
人口		11,609人	10,349人
世帯数		5,259世帯	4,908世帯
年齢別人口	年少人口	1,594人(13.7%)	1,195人(11.6%)
	生産年齢人口	6,511人(56.2%)	5,411人(52.4%)
	老年人口	3,500人(30.1%)	3,714人(36.0%)
高齢者単身世帯		812世帯(15.4%)	944世帯(19.2%)

※国勢調査(年齢別人口は年齢不詳を除く)

■市民アンケート調査より

- 高齢者が多い現状は理解できるが、若い世代への福祉を充実しないと働き世代が定住したいと思えなくなる。
- 若い世代が安心して子育てできる体制づくりが必要ではないか。
- 子ども達の遊び場を充実してほしい。
- どこの地区も高齢者ばかりの中で、福祉に携わる人材が足りないのでは？
- 運転免許の返納を考える時、病院や買物がとても不安です。
- 福祉が充実する事で人に優しい対馬になっていけば、若い人たちが1ターン・Uターンをして対馬で生活をしたいと思っています。

■福祉関係団体・民生委員等アンケート調査より

- 行政・民間が一体となって、課題解決に向けた取り組みが出来たらと思います。
- 緊急時にサービスが必要な人を受け入れる施設を作って欲しい。
- 子ども達が活発に遊べる公園を作ってほしい。
- 民生委員において、中心になって活動する役員になる人が少ないという悩みがあります。
- 老人クラブのリーダーとして、地域活性化のため頑張ります。

2 美津島地区

■これからも現在のお住まいの地域に住み続けたいですか？



■人口等の推移

		平成27年	令和2年
人口		7,528人	7,024人
世帯数		2,822世帯	2,782世帯
年齢別人口	年少人口	1,147人(15.2%)	1,006人(14.3%)
	生産年齢人口	4,076人(54.2%)	3,595人(51.2%)
	老年人口	2,303人(30.6%)	2,416人(34.4%)
高齢者単身世帯		338世帯(12.6%)	399世帯(14.3%)

※国勢調査(年齢別人口は年齢不詳を除く)

■市民アンケート調査より

- 高齢者が年々増えるので、一人世帯の見守り・ふれ合いの場の充実をお願いします。
- 不便している人の為、1週間に1回でも車の移動販売があれば助かります。
- 高齢者、一人暮らしの家族等への支援が充実するようにしてほしい。
- 福祉サービスが本当に必要としているところに届いているのか不安があります。
- 子どもが夏休みなどの連休中に子どもを預けられる施設がもっと増えたらいいと思う。現状は子どもだけで家にいる。
- 小児科を増やしてほしいです。

■福祉関係団体・民生委員等アンケート調査より

- 多くが高齢者相手ですが、コロナ禍で思うような訪問が出来ていない。
- 地区内には商店がなく、車の運転免許を持っていない方等が買物に行くのに不便です。
- 世帯数は多いが、地域の結びつきが弱く、地域として何をやるのかという方向性がつけにくい。
- 各世代の交流・つながりが希薄に思います。
- ひとり暮らしの高齢者の見守りのシステム化が必要だと思います。
- 介護人材の確保が非常に困難な状況なので、更なる戦略を検討する必要があると思います。
- コロナ禍で人間関係が希薄になっていると感じます。

3 豊玉地区

■これからも現在のお住まいの地域に住み続けたいですか？



■人口等の推移

		平成27年	令和2年
人口		3,384人	3,043人
世帯数		1,401世帯	1,331世帯
年齢別人口	年少人口	398人(11.8%)	313人(10.3%)
	生産年齢人口	1,747人(51.7%)	1,456人(47.8%)
	老年人口	1,236人(36.5%)	1,274人(41.9%)
高齢者単身世帯		228世帯(16.3%)	234世帯(17.6%)

※国勢調査(年齢別人口は年齢不詳を除く)

■市民アンケート調査より

- 自分が高齢者になった時にどのくらい支援してくれるか、不安がある。
- 未就学児の入る園などが不足していることにも対応して頂ければと思います。
- 生涯学習の場、災害時の避難場所として、また地域コミュニティの中心となるよう、廃校となった学校跡地の有効活用をしてもらいたいです。
- 気軽に利用出来る、料金の安い地域のバスやタクシーみたいな物があれば良いと思う。
- 高齢者や一人暮らし、障がい者への細やかな見守りや訪問が必要だと思います。
- 今現在必要としない方へも、定期的な声かけ運動のようなことがあれば安心かと思います。
- 地域に「困りごと引受ます」的な人の存在づくりとか、あるいはそれをコーディネートしてくれる人がいたらいいなあと思います。

■福祉関係団体・民生委員等アンケート調査より

- 高齢者の福祉も大事ですが、子育て家族の支援も考えてほしいです。
- 対馬も高齢化が進んでいきます。老いて最後まで安心して暮らす事が出来る、心配する事のない福祉の充実した地域であって欲しいと思います。
- 福祉施設と保健師と民生委員の意見交換会や勉強会があったら良いと思います。一人ひとりの困った状態が深く分かり合えると思います。
- 今後ともしっかりと連携をとりながら事業活動を行うことが必要だと思います。
- 移送サービスの充実が必要だと思います。

4 峰地区

■これからも現在のお住まいの地域に住み続けたいですか？



■人口等の推移

		平成27年	令和2年
人口		2,013人	1,828人
世帯数		844世帯	805世帯
年齢別人口	年少人口	217人(10.8%)	185人(10.1%)
	生産年齢人口	923人(45.8%)	764人(41.8%)
	老年人口	873人(43.4%)	879人(48.1%)
高齢者単身世帯		150世帯(17.8%)	152世帯(18.9%)

※国勢調査(年齢別人口は年齢不詳を除く)

■市民アンケート調査より

- 屋内で子どもが遊べる場所が欲しい。
- 高齢者や障がい者が入居できる施設を増やして欲しい。
- 障がい者への偏見、理解不足がまだまだ課題だと思います。
- 地域連携・コミュニティの充実を進めつつ、明るい街づくりをお願いします。
- 結婚されていない男性が多く、単身世帯の食事が気になっています。
- 過疎化が進むにつれ、病院・買物など交通の便が悪く感じています。気軽に介護タクシーが使える状態や乗り合いバスの普及を望みます。

■福祉関係団体・民生委員等アンケート調査より

- 今後に向けては、終活サポートの取り組みが必要と考えます。
- 子育て、学校などもっと学校の中に一般の人が参加できるようにして、地域で子どもたちを支えていくことが必要だと思います。
- 運転免許を返納すれば不便になるので、返納が出来ない高齢者が多くいます。コミュニティの乗り合いタクシーを増やして欲しいです。
- 行政には、地域格差が出来る限り生じないような施策を考えてほしいと思います。
- 日常生活が困難であり、医療行為が必要な方の緊急受け入れ先がない。
- 地域の学校等との交流機会をもっと増やしたいです。

5 上県地区

■これからも現在のお住まいの地域に住み続けたいですか？



■人口等の推移

		平成27年	令和2年
人口		3,102人	2,779人
世帯数		1,379世帯	1,291世帯
年齢別人口	年少人口	340人(11.0%)	267人(9.6%)
	生産年齢人口	1,485人(47.8%)	1,257人(45.2%)
	老年人口	1,277人(41.2%)	1,255人(45.2%)
高齢者単身世帯		264世帯(19.1%)	262世帯(20.3%)

※国勢調査(年齢別人口は年齢不詳を除く)

■市民アンケート調査より

- ベビーシートが配備されたトイレを増やして欲しい。特に上県町は少ないと感じています。
- 病院に常駐する産婦人科医を増やしてほしい。
- 自分達も仕事がある中での介護に負担を感じることもある。高齢者への支援の充実を希望します。
- 地域への情報共有が出来ていないことがたまにあるので、はっきりした連携の仕組みがあればいいなと思います。
- 公共の福祉として国や県が決めたこと以外に、対馬らしい取組みを専門職員の方で検討実施していただけることを期待します。
- ハード面も大切ですが、人材育成にも力を入れて欲しい。

■福祉関係団体・民生委員等アンケート調査より

- 老々介護宅の把握に力を入れてもらいたいです。
- 高齢者の一人暮らしの訪問・安否確認が難しいです。
- 色々と活動をしたいが、コロナ禍で正常な活動が出来ない。
- 市職員、地域マネジャーさんと交流の地域づくり計画検討会等、語り合える場を設けてほしいと思います。
- IターンやUターンで若者や子育て世代の移住を推進するためにも、子どもに目を向けた取り組みをお願いします。

6 上対馬地区

■これからも現在のお住まいの地域に住み続けたいですか？



■人口等の推移

		平成27年	令和2年
人口		3,821人	3,479人
世帯数		1,651世帯	1,564世帯
年齢別人口	年少人口	426人(11.1%)	345人(9.9%)
	生産年齢人口	1,909人(50.0%)	1,683人(48.4%)
	老年人口	1,486人(38.9%)	1,451人(41.7%)
高齢者単身世帯		312世帯(18.9%)	275世帯(17.6%)

※国勢調査(年齢別人口は年齢不詳を除く)

■市民アンケート調査より

- 福祉支援を受ける人だけでなく、必要がない人にもどのような福祉支援があるか分かるようになればいいと思います。
- 屋内施設で子どもが安全に遊べる場所(児童館的施設)を整備し、土日も利用できるようにしてほしい。
- 今はコロナ禍で人と人との交流は出来ませんので、出来る事も出来ない事が多い時だと思えます。
- 保育士の数をもう少し増やして欲しいです。働きたいのに、保育園に預けれなくて、働けない人が沢山います。
- 福福祉事業所と病院など、さらに連携が進めば助かります。
- つしま図書館以外にも、公共施設の土日の開館があればいいなと思います。

■福祉関係団体・民生委員等アンケート調査より

- 行政における生涯学習事業での人づくり、組織づくりの必要性を強く感じます。
- 何事についても、組織・システムの1本化が必要だと思えます。市民もどこに相談すれば良いのか、何を利用すれば良いかがわからなくなっているように思えます。
- 地域の高齢化が進み役員等の人選が難しくなっている。
- 透析患者など特別な処置が必要な方について、対象者が増えると施設入所や送迎の問題が出てくると思われます。

第6章

対馬市再犯防止推進計画



第6章

対馬市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成14年の285万4千件をピークに減向が続き、令和元年には74万9千件と、ピーク時のおよそ4分の1の水準まで減少しています。

一方、刑法犯により検挙された再犯者の割合は、平成8年(27.7%)以降、上昇傾向が続き、令和元年には48.8%と5割近くに達しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱えるとともに、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、更生保護に係る保護観察所、保護司、協力雇用主、更生保護女性会の取組だけでは、その内容・範囲に限界があり、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を行政や民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止計画の策定が努力義務として課されました。

罪を犯した人等の円滑な社会復帰の支援や、犯罪や非行の未然防止に取り組むことにより、安心・安全な地域づくりを推進するため、「対馬市再犯防止推進計画」を策定します。

2 基本方針

平成29年12月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」、令和3年3月に策定された「長崎県再犯防止推進計画」を踏まえ、罪を犯した人等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として社会復帰を図ることができるよう支援する必要があります。

市民の犯罪被害の防止と、誰もが安心・安全に生活できる地域社会づくりの実現のため、以下の重点課題に取り組めます。

- 1 国や県、関係機関・団体等との連携体制の構築
- 2 就労・住居の確保等に対する支援
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

3 取組の内容

市民や地域でできること

- 犯罪をした人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守ります。
- 地域の更生保護活動を理解し、支援します。
- 非行防止や犯罪予防啓発を目的とした「社会を明るくする運動」を推進します。
- 保護司・更生保護女性会等の更生保護活動を応援します。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 対馬市と連携しながら支援に努めます。

行政の主な取り組み

- 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、犯罪をした人等の特性に応じ、幅広い就労支援に努めます。
- 地域で活動する対馬地区保護司会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等と連携を密にして、罪を犯した人等の更生を促進します。
- 生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行います。
- 罪を犯した人等のうち生活困窮者や医療及び福祉の支援が必要な人に対して、適切なサービスへつなげることができる体制づくりに努めます。
- 各学校と連携して児童・生徒に「社会を明るくする運動」への参加を促すとともに、学校における人権学習を通して犯罪・再犯防止に関する理解の促進を図ります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、非行の防止、いじめや不登校の対応等、相談支援体制の充実を図ります。
- 更生保護活動を行っている対馬地区保護司会の活動を支援します。
- 対馬地区保護司会等と協力して「社会を明るくする運動」の推進を図るとともに、広報誌等による更生保護の啓発や保護司会等の民間ボランティア募集の呼びかけ等に努めます。
- 法務省矯正管区や保護観察所等の国の関係機関、長崎県、保護司会等の民間ボランティア団体との連携を図り、再犯防止の推進のため、必要な情報の収集等に努めます。



第7章

地域福祉活動計画



第7章 地域福祉活動計画

1 計画の趣旨

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられた社会福祉法人です。

対馬市社会福祉協議会は、地域住民やボランティア、各種団体、福祉施設、行政機関等と連携して、対馬市における地域福祉活動を推進しています。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が地域福祉への取り組みを進めるにあたって、本計画に基づく社会福祉協議会の取り組みをより明確化し、実効性のあるものとするための計画です。今後、この計画に基づいて社会福祉協議会の取り組みを推進します。

2 対馬市社会福祉協議会の基本理念

対馬市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、「誰もが安心して幸せに暮らすことができる福祉の対馬(しま)づくり」を基本理念として、市民並びにあらゆる関係者、関係機関の参加と協働のもと、その実現に向けた様々な事業を実施しています。

誰もが安心して
幸せに暮らすことができる
福祉の対馬^{しま}づくり



3 実施計画

(1) ボランティアや市民活動の振興・支援、福祉教育の推進に努めます

① ボランティア・市民活動センターの充実強化

市民主体の福祉活動を推進するため、ボランティアや市民活動を担う人材を育成するとともに、ボランティアや市民活動の相談・斡旋活動の充実強化を図ります。

ボランティア養成講座の実施

多様な課題に対するボランティア活動は地域の活性化に大きく寄与し、今後ますますその期待が寄せられることから、その人材の養成を行います。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
開催回数	1回	継続		見直し		2回

災害ボランティアの養成

災害時におけるボランティアセンターの立ち上げや運営を行う体制を整備するとともに、災害ボランティアの養成を行い、登録を推進します。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
災害ボランティア 登録者数	15人	継続		見直し		30人

ボランティア登録の推進・台帳整理

ボランティアへの登録を推進するとともに、民生委員等の協力を得ながら、支援を必要とする方の調査・台帳整理を行います。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
団体数	43団体	継続		見直し		
団体登録者数	849人	継続		見直し		
個人登録者数	154人	継続		見直し		

対馬市民ボランティア連絡協議会の運営支援

ボランティア団体等の情報交換、交流、連携を図るためボランティア連絡協議会の活動を支援します。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
活動支援	実施	継続		見直し		

共同募金配分金助成事業の推進

共同募金運動および共同募金配分金助成事業を推進し、ボランティア団体等の活動を支援します。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
赤い羽根共同募金 配分金助成事業	10団体	継続		見直し		12団体
サロン活動助成事業	24団体	継続		見直し		28団体
歳末たすけあい募金 配分金助成事業	6団体	継続		見直し		7団体

②福祉教育の推進

地域での福祉課題を共有し、課題解決に向けて地域住民が共働で取り組むため、各地区で「ふれあい学習推進協議会」を運営して福祉教育を推進します。また、各種交流活動を推進し、地域住民のネットワークの構築を図ります。

ふれあい学習推進協議会の運営

地域の力を高めるとともに、地域間のネットワークの構築のため、各地区にふれあい学習推進協議会を設置し、世代間を超えた交流や福祉教育の活動を展開します。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
実施状況	全地区 実施	継続		見直し		

あいさつ+1(プラスワン)運動の実施

未来を担っていく子どもたちの健全育成を目的として、地域、家庭、学校が連携し、声をかけ、あいさつを行い顔の見える関係を作ります。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
実施状況	全地区 実施	継続		見直し		

福祉推進校指定事業の実施

小学校・中学校・高等学校の児童・生徒が社会福祉への理解と関心を高め、「ともに生きる力」を育み、豊かな人間形成を図られるよう市内の小学校・中学校・高等学校を福祉推進校として指定し、福祉学習を展開します。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
推進校 (小・中・高 合計)	19校	継続		見直し		20校

福祉体験学習インストラクター派遣事業の実施

社会福祉や安心して住み続けられる地域づくりについて関心を高められるよう、各学校や職場などの依頼に応じてインストラクターを派遣し、地域に住む身近な存在である高齢や障がいの体験などを実施します。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
箇所数	5箇所	継続		見直し		10箇所

福祉作品展の実施

福祉に対する理解を深め、活動の普及拡大と温かいたすけあいの心の輪を広げるため、福祉について考えるきっかけづくりの一環として、対馬市内の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒を対象に作品を募集し、作品展を開催します。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
作品応募数	673点	継続		見直し		700点

(2)市民が安心して暮らせるよう総合相談事業や生活支援事業を行うとともに、情報の提供に努めます

①総合相談事業の充実強化

市民個々の生活課題や悩みごとの相談を受け、課題解決に向けた支援やアドバイスを行います。

無料法律相談事業の実施

弁護士による無料法律相談を各地で定期的に行い、悩みを抱えている市民の個別相談支援に努めます。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
件数	118件	継続		見直し		120件

心配ごと相談事業

誰に相談していいか解らず、悩みを抱えている人にとっての「気軽に相談できるような存在」として、平日に常設の相談所を開設し、諸問題の早期解決に努めます。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
件数	371件	継続		見直し		

他機関等とのネットワークの構築

個々の支援や各種会議などを通して、医療、福祉、司法など幅広い分野におけるネットワークの深化に努めます。

弁護士「ひまわり基金法律事務所・法テラス対馬」との協議

長崎県介護支援専門員協会对馬支部

対馬市地域包括支援センター運営協議会

地域ケア会議

障害者相談支援事業所相談部会

対馬市地域自立支援協議会子ども部会、就労支援部会

家事関係機関との連絡協議会 等



結婚相談所運営事業

結婚を希望される方の相談に応じ、適切な助言及び援助を行うとともに、人生をともに歩むパートナーとの新たな出会いのサポートに努めます。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
相談件数	696件	継続		見直し		800件
登録者数	23人	継続		見直し		30人

基幹相談支援センターの運営

障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。その他、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するため自立支援協議会を開催します。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
件数(一般相談)	939件	継続				

②「権利擁護センターつしま」の運営・事業推進

令和元年7月1日に「権利擁護センターつしま」を設置し、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方や支援を必要とする方などを対象に、判断能力や生活状況に応じて、成年後見等事業・日常生活自立支援事業・生活安心サポート事業を活用し、地域で安心して暮らしていただけるように、様々なサービスの提供を実施しています。

行政、家庭裁判所、弁護士、医療福祉関係者と連携した地域連携ネットワークの構築や相談対応、後見人候補者の調整などの役割を担う“中核機関”の委託を受け、成年後見制度の更なる利用促進を進めていきます。

日常生活自立支援事業の受託

認知症や精神・知的障がいなど判断能力の不十分な方に対し、地域で自立して生活を送れるよう、福祉サービスや日常的な金銭管理の支援を行います。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
利用件数	52件	継続				55件

生活安心サポート事業(独自)の実施

対象者の日常的な金銭管理や、書類の預かり、見守りを含めた定期的な訪問を行います。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
実利用件数	9件	継続				10件

法人後見等受任業務の実施

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、意思決定が困難な方の判断能力を補うため社協が成年後見人等となることにより、財産管理及び身上監護を行います。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
受任件数	34件	継続				45件

中核機関の受託(成年後見制度の周知、啓発、市民後見人の養成等)

権利擁護センターつしまを中核機関とし、専門職による専門的助言等の支援の確保や、専門職団体と関係機関が連携体制を強化し、協力する体制づくりを進める対馬市権利擁護地域連携ネットワーク推進協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担います。また対馬市権利擁護地域連携ネットワーク推進協議会を開催し、対馬市内の成年後見制度の利用促進に努めます。

③福祉資金貸付事業の実施

生活困難や病気等のため、自立更生に必要な資金を得ることができない市民に対して、資金を貸し付けることにより、自立更生を支援します。

また、令和2年3月末から令和4年9月まで受付を実施しました、緊急小口資金等の特例貸付について、現在も生活に困窮されている借受人に対しては、国の方針に基づいて償還の免除や猶予の措置など柔軟に対応し、特に支援が必要と考えられる借受人については関係機関とも連携をしながら、フォローアップ支援に努めています。



福祉資金貸付事業(独自)の実施

自立更生に必要な資金を得ることができない低所得者や生活困窮者世帯に対して、社協独自の福祉資金を貸し付けることにより、生活困難者の支援を行います。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
貸付件数	0件	継続	→			2件

生活福祉資金貸付事業の受託(県社協委託)

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、休業や失業状態により、収入が減少して生活資金にお悩みの方へ、資金の貸付を行います。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
貸付件数	3件	継続	→			

④子育て支援事業の実施

未来を担う児童や、その児童を有する世帯が安心して生活できる為環境を整備し、児童の健全育成とともに、多様化する子育て支援のニーズに即応した事業を実施します。

支援対象児童等見守り強化学業の実施

対馬市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども又はひとり親家庭の子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を行い、子どもの見守り体制の強化を図ります。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
児童数	90人	継続	→			95人

ファミリーサポートセンター事業の実施

子ども(生後4か月から小学6年生まで)の育児援助を受けることを希望する方(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する方(援助会員)との相互援助活動に関する連絡及び調整を行います。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
依頼会員数	19人	継続				20人
援助会員数	33人	継続				45人
両方会員数 (依頼・援助ともに会員)	10人	継続				15人

⑤サロン事業、健康維持のための各種研修会の実施

住民間の助け合い活動の広がりにより、これまで社協主体で実施してきたサロン活動を見直し、住民主体のサロンや居場所づくり活動に対し、継続的にかつ定期的に実施が行えるように、助成金制度の周知に努め、その申請や活動報告の手続き、運営などの支援を行います。また、市民の健康維持のため、市民向け講習会を実施します。

健康維持のための講習会等の開催

市民の健康維持と交流の場の創出を目的として、講習会やスポーツ大会を開催します。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
開催回数	4回	継続		見直し		

⑥広報・啓発活動の充実

市民に対し、生活情報や各種行事、福祉制度などさまざまな情報を発信し、市民の暮らしを支援します。

社協だよりの発行（年4回）

社協の活動や市民のボランティア活動等の情報発信を行い、地域福祉活動の普及啓発に努めます。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
発行回数(年)	4回	継続		見直し		

社協ホームページの充実

社協の活動や市民のボランティア等の情報を発信し、新鮮な話題提供に努めます。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
更新回数	随時	継続		見直し		

対馬市CATVの有効活用

対馬市CATVを活用して、より多くの市民へ社協活動の広報に努めます。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
情報発信回数	随時	継続		見直し		

社協Facebookの有効活用

公式Facebookを開設し、ホームページだけでなく、幅広い年齢層の方に社協情報を発信できるように努めます。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
記事投稿数	随時	継続		見直し		

⑦その他地域福祉活動の推進

敬老事業の実施

市内に住む70歳以上の高齢者に対し、多年にわたる社会への尽力を敬うとともに、長寿をお祝いすることを目的に、各地区の敬老会へ助成を行います。

日本赤十字社事業への協力

平時には、活動資金の募集に努め、災害発生時には救護物資の配布を行います。

生活支援コーディネーター事業

地域において、生活支援等サービスの提供体制構築に向け、地域の支援ニーズの把握や地縁組織などの関係者間の情報共有、地域に不足しているサービスの創出やサービスの担い手の養成などのコーディネート業務を行います。

ちょこっとサービス事業

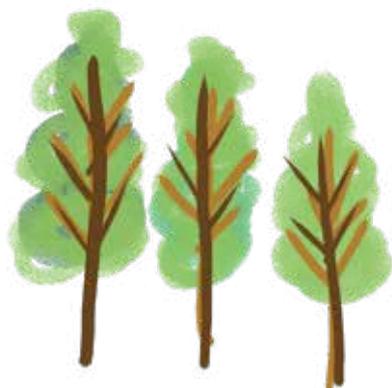
高齢者または心身に障がい有する方が、在宅で日常生活を営む上で、お困りになっているちょこっとした作業を、地域の登録会員へワンコイン(100円)で気軽に依頼できる有償のサービスです。今後も事業の周知と依頼者や登録会員のコーディネートに努めます。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
利用登録者	14人	継続				20人
援助会員登録数	20人	継続				30人

避難行動要支援者管理台帳整備事業(旧要援護者台帳整備事業)

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者(要介護者、障がい者等)が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らすことができるよう、民生委員の協力により定期的に登録者の調査や更新などを行います。また、台帳は警察署、消防署、自治会など、避難支援等関係者と情報を共有して、避難支援や平時の見守り・声掛けが行えるよう支援に努めます。

	現状 (令和3年度)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
避難行動要支援者 管理台帳登録者数	1,496人	継続		見直し		



(3) 社協と各種関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります

各種関係機関との連携を強化し、情報を共有することにより、地域福祉の推進に努めます。

対馬市関連部署との連携強化

市の関係部署との連携を密にし、地域コミュニティの強化や支援が必要な方への対応等を円滑かつ適切に行い、地域福祉の更なる推進を目指します。

民生委員・児童委員との連携強化（協議会の運営支援）

相談を受けた内容により、民生委員等と連携し解決を目指します。

当事者団体との連携強化（会の運営支援）

各当事者団体と連携を密にし、地域福祉の更なる推進を目指します。

対馬市老人クラブ連合会及び各支部の運営支援

対馬市身体障害者福祉協会連合会及び各地区会の運営支援

対馬市手をつなぐ育成会及び各地区会の運営支援

医療リハビリ関係者との連携強化 等

(4) 定期的にニーズ調査を行い社協の活動の評価・見直しを行います

市民の方々が納得できる社協の活動を展開していくため、アンケートを実施し、市民の声を聞きながら、福祉ニーズの発掘を行うとともに、定期的に社協の活動の点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。



第8章 計画の推進



第8章

計画の推進

1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

地域における多様な生活課題の解決と、誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、行政のみならず、地域住民、関係機関等が連携しつつそれぞれの役割を果たすことが必要となります。対馬市において、それぞれに期待される役割は以下のとおりです。

(1) 住民の役割

一人ひとりが地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的に参加します。

(2) 福祉サービス事業者及びNPO等の役割

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換などを行い、医療・介護・福祉の連携を図ります。

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し活動を行います。

(3) 企業の役割

地域で活動する企業として、地域活動に積極的に協力するとともに、従業員の福祉への意識啓発に努めます。

(4) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。あわせて、福祉に関する情報収集・提供、地域住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

(5) 行政の役割

地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

2 社会福祉協議会の体制強化

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、社会福祉協議会のあるべき姿の再確認を行いながら、活動の強化及び効率的、機能的な事務局・職員体制の整備に努めます。

また、組織体制の強化と活動の充実を図るため、会員拡大や共同募金事業の推進による支援強化、公費財源の安定的な確保、新たな自主財源の確保などによる財政基盤の強化に努めます。

3 計画の推進

本計画は、地域住民、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等の多様な主体が協働して推進する計画です。本計画を効果的に進めるために、計画内容の進捗状況や事業の方向性をチェックすることが求められることから、毎年度、対馬市、対馬市社会福祉協議会の施策・事業の評価結果を含めた現状確認や進捗状況、今後の推進の方向性について総合的に検討することとします。



資料編



資料編

1

対馬市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成19年3月30日
訓令第4号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉の推進に関する施策の基本的な計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、対馬市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉に関する事業に従事する者
- (3) 社会福祉団体の関係者
- (4) 関係官公庁の職員
- (5) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認められるときは、関係人以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、対馬市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年対馬市条例第42号)により支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保険部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成20年7月31日訓令第42号)

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附則(平成26年4月1日訓令第13号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成28年7月1日訓令第16号)

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。



2

対馬市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	一般社団法人対馬市医師会	理事	川上 眞寿弘	
2	社会福祉法人あすか福祉会 厳原南保育園	園長	扇 小百合	
3	社会福祉法人幸生会 特別養護老人ホームわたづみ	施設長	古藤 里美	
4	社会福祉法人梅仁会 対馬恵風館	施設長	阿比留 美智代	
5	社会福祉法人米寿会 杉の木ホーム	管理者	須賀 博司	
6	対馬市社会福祉協議会	会長	松井 旦壽	
7	対馬市民生委員児童委員協議会連合会	会長	長里 正敏	
8	対馬市青少年健全育成連絡協議会	副会長	小谷 知也	
9	対馬市老人クラブ連合会	会長	立花 義也	
10	精神障害者家族会(対馬ひまわり会)	会長	春田 幸子	
11	対馬市身体障害者福祉協会連合会	会長	森谷 正文	副委員長
12	対馬市手をつなぐ育成会	会長	三原 叶也	委員長
13	長崎県対馬保健所	所長	吉本 勝彦	
14	長崎労働局対馬公共職業安定所	統括職業 指導官	赤木 一成	
15	対馬市教育委員会	教育部長	八島 誠治	
16	対馬市福祉事務所	所長	國分 幸和	
17			鈴木 純	公募委員
18			多田 満國	公募委員

3

計画策定の経緯

開催日・期間	会議等	主な協議内容
令和4年 9月22日～10月17日	市民アンケート調査	
令和4年 12月5日～12月16日	関係団体・民生委員等 アンケート調査	
令和5年 1月6日	第1回策定委員会	・計画の概要について ・計画の素案について
令和5年 1月27日	第1回実務者会議	・計画案について
令和5年 2月7日	第2回策定委員会	・計画案の審議
令和5年 2月22日	第2回実務者会議	・計画案について
令和5年 2月15日～2月28日	パブリックコメント	・計画素案について市民意見を公募
令和5年 3月8日	第3回策定委員会	・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の審議 ・意見交換





第4期 対馬市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5年 3月発行



発行  **対馬市**

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

対馬市福祉事務所

TEL:0920-58-1119 FAX:0920-58-2551

 **社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会**

〒817-1201 長崎県対馬市豊玉町仁位94番地5

豊玉町福祉センター内

TEL:0920-58-1432 FAX:0920-58-1183